

# 平成 21 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

福岡教育大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	20
基準6 教育の成果	32
基準7 学生支援等	35
基準8 施設・設備	40
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	43
基準10 財務	46
基準11 管理運営	48
<参 考>	53
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	58



独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について
-------------------------------------

## 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

## 2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第8部会)

○稲 垣 卓	奈良先端科学技術大学院大学監事
◎岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
中 井 滋	宮城教育大学副学長
橋 本 健 夫	長崎大学理事・副学長
○村 田 隆 紀	京都工芸繊維大学監事
村 松 泰 子	東京学芸大学理事・副学長
森 田 道 雄	福島大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

福岡教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学部のすべての選修・専攻・コースにおいて、履修モデル及びコースツリーを作成し、履修指導に活用している。
- 平成16年度文部科学省特色GPに「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」が採択され、その成果に基づいてテキスト『特別支援教育と介護入門』の全面的な改訂作業を継続させている。
- 小・中学校長を評価者とし、「卒業・修了生の教員としての資質・能力に関するアンケート調査」を実施するとともに、企業代表者を評価者とし、「卒業生の企業人としての資質・能力に関するアンケート調査」を実施している。
- 事務職員の資質向上のため、学部授業（教職科目）を聴講する制度を実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 自己点検・評価の継続的な実施が必要である。

## II 基準ごとの評価

### 基準 1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では、大学の目的を学則第 2 条に「本学は、学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もって有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、この目的を具体化するため、「教育」に関する教育研究を総合的に行う九州地区の拠点大学として、これからの学校教育を率先して導くことができる有為な教員の養成と現職教員の継続学習の充実や多様な生涯学習機会を創出できる人材の養成に取り組むことを目的に、（1）現代社会に生起する教育的諸問題の解決に寄与する研究の推進、（2）多様な専門分野の研究成果をふまえた教育実践を重視した教育、（3）教育研究における附属学校園との連携・協力の強化、（4）現職教員の専門的能力の向上への寄与、（5）教育分野を中心とする生涯学習に関する教育研究の推進、（6）歴史と伝統の中で培われた教育研究に関する諸成果の地域社会への積極的な還元、という 6 つの基本目標を中期目標に定めている。

さらに、教育学部を構成する学校教育 3 課程（初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程）及び生涯教育 3 課程（共生社会教育課程、環境情報教育課程、生涯スポーツ芸術課程）のそれぞれについて、養成しようとする人材像を明確にしつつ、教育目標を履修の手引に明示している。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学大学院では、大学院の目的を大学院規程第 1 条に「福岡教育大学大学院は、学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する学問を創出・展開する研究能力を養い、初等・中等学校の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする。」と定めている。

また、大学院教育学研究科を構成する修士課程教育科学専攻及び専門職学位課程である教職実践専攻（教職大学院）の各コースについて、養成しようとする人材像を明確にしつつ教育目的を定め、ウェブサイト等に明示している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学では、大学院を含む大学の目的・理念・目標を、履修の手引、教育学研究科学生便覧、ウェブサイト及び学内電子掲示板に盛り込み、大学構成員に周知している。特に学生に対してはこれらに加え、全学及び選修・専攻・コースごとの新入生オリエンテーションにおいても説明を行っている。

また、大学の目的・理念・目標を記載した大学志願者向け冊子の大学案内をオープンキャンパス参加者や県内の教育委員会や高等学校等に配布しているほか、大学の目的・理念・目標を記載した大学概要や大学概要リーフレットを来訪者に配布している。

これらのことから、大学の目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準 2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、明治6年に開設された学科取調所を起源とし、昭和24年の新制大学としての発足後も一貫して教員養成をその使命とし、優れた教員を数多く輩出することを通して、教育界の発展に貢献してきた。このような歴史と伝統を継承しつつ、現在、当該大学は教育学部1学部で構成されている。

教育学部は、幼稚園・小学校教員を養成する初等教育教員養成課程、中学校・高等学校教員を養成する中等教育教員養成課程、特別支援学校教員を養成する特別支援教育教員養成課程の3課程と、生涯教育を担うことのできる広義の教育者を養成する共生社会教育課程、環境情報教育課程及び生涯スポーツ芸術課程の3課程、計6課程で構成されている。

初等教育教員養成課程には、幼児教育選修のほか、小学校教科や初等教育の現代的な諸課題に対応した英語選修、技術ものづくり選修、生活・総合選修を含む14の選修を置き、中等教育教員養成課程には、中学校及び高等学校教科に対応した11の専攻を置いている。特別支援教育教員養成課程には、視覚障害児教育、聴覚障害児教育、知的障害児教育、肢体不自由児教育、病弱児教育及び言語障害児教育の6の専攻を置いている。

また、共生社会教育課程には、福祉社会教育及び国際共生教育の2コースを、環境情報教育課程には情報教育及び環境教育の2コースを、生涯スポーツ芸術課程には音楽、美術、書美及びスポーツ科学の4コースを置いている。

このような教育組織に対応して、教員組織として17の講座を設け、全6課程の選修・専攻・コースの教育上の責任体制を明確にしている。

これらのことから、学部及び課程の構成が、大学の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学では、教養教育の開設趣旨を明文化し、履修の手引に明示している。この開設趣旨に基づき、大学入門科目、教養基礎科目、総合科目の区分を設けて実施している。

教養教育の実施に当たっては、教育学部教授会の下に教養教育委員会を設けて責任体制を明確にしている。同委員会は、各学問分野から幅広く選出された教員8人で構成し、学際的・総合的な教養教育プログラムを運営できる体制をとっている。定期的に委員会を開催し、教養教育の理念、カリキュラム編成、授業実施、運営組織及び教育方法等の企画・立案に当たっている。また、教養科目担当者連絡会を設置し、授業内容の分析を行うなど、授業内容の改善等に向けた取組を行っている。

これらのことから、教養教育の実施体制及び責任体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、明治6年に開設された学科取調所を起源とし、昭和24年の新制大学としての発足後も一貫して教員養成をその使命とし、優れた教員を数多く輩出することを通して、教育界の発展に貢献してきた。このような歴史と伝統を継承しつつ、現在、当該大学大学院は、教育学部を基礎とする教育学研究科修士課程1研究科で構成している。

教育学研究科修士課程は、平成20年度まで、学校教育専攻、特別支援教育専及び10の教科教育専攻で構成し、学校教育諸分野における教育研究能力を備えた人材の育成に取り組んできたが、より高度な教員養成に対する社会的要請にこたえるため、平成21年度に、これまでの12専攻を教育科学専攻1専攻に統合再編するとともに、専門職学位課程として教職実践専攻（教職大学院）を新設している。

再編後の教育科学専攻では14のコースを置き、特定分野に関する深い学術的知見や最新の研究技法を身に付けた専門領域リーダーとなる教員の育成を目指している。また、教職実践専攻（教職大学院）では3つのコースを置き、高度の実践力・応用力を教育実践の場で発揮できる新しい学校づくりのホープやスクールリーダーとなる教員の育成を目指している。

これら大学院教育学研究科の2専攻17コースに対応して、18の講座と3つのセンターが、単独もしくは複数で担当体制を編成する教育研究指導体制を明確にしている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、明治6年に開設された学科取調所を起源とし、昭和24年の新制大学としての発足後も一貫して教員養成をその使命とし、優れた教員を数多く輩出することを通して、教育界の発展に貢献してきた。このような歴史と伝統を継承しつつ、現在、当該大学は教育学部と大学院教育学研究科に加えて、教育学部の特別支援教育教員養成課程を基礎とする特別支援教育特別専攻科を設置している。

特別支援教育特別専攻科は、特別支援教育専攻1専攻で構成し、特別支援教育の充実に資するため、主に現職教員を対象として特別支援教育に関する専門教育を行い、特別支援教育の分野における教育を担当しうる教員を養成することを目的としている。

本専攻科は、特別支援教育講座及び附属特別支援教育センターが担当し、教育学、心理学及び医学の各学問領域において特別支援教育に関する教育研究に携わる教員が、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱及び言語障害等の分野で教育研究指導に当たる体制をとっている。

これらのことから、専攻科の構成が大学の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学では、教育研究活動を直接的に担うセンターとして、附属教育実践総合センター、附属体育研究センター及び附属特別支援教育センターを設置しており、その設置目的及び業務内容については、関係規程により明文化している。

センターの円滑な運営のため、それぞれのセンターに運営部を設置し、運営方針及び事業計画を策定し、教育研究及びこれに基づく社会貢献活動等の各種事業を展開している。

また、附属学校園は、幼稚園1校、小学校3校及び中学校3校を、福岡県下の4地区（福岡、小倉、久留米、宗像）に設置している。附属学校園の運営に当たり、附属学校運営部を設置し、大学との連携及び各学校間の連携を図っている。

これらの附属学校園は、当該大学の教育実習校として実習教育を担うとともに、地域におけるリーダー的・モデル的学校として、公開で実施する研究発表会等を通して、先進的な教育実践研究の成果を地域の教育関係者に還元している。さらに、中期計画・中期目標に基づき大学教員との共同研究を推進し、その成果を公表している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学では、国立大学の法人化に伴い、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を設置するとともに、教育学部及び大学院教育学研究科の重要事項を審議するため、学部教授会と研究科教授会を設置している。

学部教授会は、教育学部長を議長とし、学部及びセンターに所属する専任教員（教授、准教授、講師及び助教）をもって構成し、一方、研究科教授会は、大学院教育学研究科長を議長とし、大学院教育学研究科に所属し、またこれを担当する専任教員をもって構成している。

これら2つの教授会は、(1)教育課程の編成に関する事項、(2)学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、(3)教員の採用、昇任及び退職に関する事項又は研究科担当教員の選考に関する事項、(4)教育研究予算のうち講座又は研究科の各専攻への配分に関する事項、(5)その他教育研究に関する重要事項を審議し、月1回を基本として定期的に開催している。学部と研究科に共通する事項や中期目標・中期計画等に関しては、学部教授会と研究科教授会の合同審議に付している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数ので会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

当該大学では、教育学部の教育課程及び教育方法等を立案・検討するため、学部教授会の下に、教務委員会、カリキュラム検討委員会及び教育実習運営委員会を設置している。教務委員会及びカリキュラム検討委員会は、学部教授会構成員8人で構成し、教育実習運営委員会は、学部教授会構成員8人に加えて附属教育実践総合センター教員1人及び7つの附属学校園から1人ずつの教員で構成している。

教務委員会は卒業、休学、復学、退学並びに授業日程、講義室の管理・運営等を、カリキュラム検討委員会は教育課程の編成を、教育実習運営委員会は教育実習及び介護等体験の企画・運営及び成績評価認定等を分担審議する体制をとっている。これら3委員会は、原則として月1回定期的に開催している。

これら3委員会に教養教育委員会を加えた4委員会の相互連携を強化するため、教務関係委員会連絡会議を設置し、教育内容・教育方法の改善を円滑に進める活動に当たっている。

大学院教育学研究科においては、研究科教授会の下に、研究科長、専攻主任、コース主任及び各コースの教員1人からなる大学院常任委員会を設置し、年間20回程度委員会を開催し、上記教務委員会やカリ



キュラム検討委員会の審議事項に準じた研究科固有の事項を審議し処理している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 初等教育の現代化の社会的要請にこたえて、教育学部初等教育教員養成課程に、英語選修、技術ものづくり選修、生活・総合選修を設置している。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学では、平成16年4月の法人化に当たり、教員組織の編制について「社会的要請や教育研究の進展に応じて、柔軟かつ機動的な教育研究組織を構築する。」との基本方針を中期目標に掲げている。この基本方針の具体化のため、役員会において「定員管理方針」を定めるとともに、年度ごとに「教員定員運用方針」を定めて教員組織の編制を具体化している。

教員組織は「講座」を基本単位として、18の講座と3つのセンターからなり、それぞれの責任体制の下に、学問分野ごとの役割分担と相互連携に基づいて、教育学部6課程、大学院教育学研究科2専攻17コース及び特別支援教育特別専攻科1専攻の教育研究指導に当たるとともに、分担かつ連携して幅広く機動的に教育研究活動を展開している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

当該大学では、学士課程（教育学部）の教育課程を遂行するため、17の講座に190人の教員（教授107人、准教授70人、講師11人、助教2人）を配置し、大学設置基準に定められた必要教員数以上の教員を確保している。主要授業科目については、教務委員会が「選修、専攻及びコースの教育目標からみて教育の核となる授業科目、カリキュラムの特色として重要と考えられる授業科目等」と定義し、これに基づき教務委員会及び各講座が、主要授業科目を認定して「主要授業科目一覧」に明示している。一方、担当教員については、各年度の「教員定員運用方針」に基づき、大学設置基準上、教員配置が必要な講座や、教育研究上、教員配置が必要な講座に教員を採用し、担当体制を確保している。平成21年5月現在、主要授業科目827科目の80.4%に当たる665科目を、専任の教授又は准教授が担当している。このほか、教育課程の内容をより多様で豊かなものとするため、相当数の非常勤教員を確保している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。



3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学大学院では、平成 21 年度に、教職実践専攻（教職大学院）の設置に伴い、これまで学校教育専攻、特別支援教育専攻及び 10 の教科教育専攻で構成していた教育学研究科修士課程を、1 専攻（教育科学専攻）14 コースに再編し（うち 3 コースは旧学校教育専攻に該当）、修士課程に研究指導教員 87 人（うち教授 79 人）と研究指導補助教員 66 人、計 153 人を配置している。

教育科学専攻の 14 コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準において「専攻」に必要とされる教員数を「コース」に準用しても、すべてのコースにおいて、必要とされる研究指導教員数及び研究指導補助教員数を上回る教員数を確保している。

なお、当該大学大学院では、平成 18 年度の大学院全開設科目 421 科目のうち、92.4%に当たる 389 科目を研究指導教員と研究指導補助教員で担当しており、非常勤教員への依存率は低い。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該大学大学院では、平成 21 年度、大学院教育学研究科に専門職学位課程として教職実践専攻（教職大学院）を設置している。教職大学院は、収容定員を 40 人として、教育実践力開発コース、生徒指導・教育相談リーダーコース、学校運営リーダーコースの 3 コースで構成している。教育課程は、共通科目、コース別科目、学校における実習で構成し、計 54 単位の修得を修了要件にしている。

教職大学院については、専門職大学院設置基準及び文部科学省告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」で、必要な教員数が定められており、教職実践専攻（教職大学院）では、収容定員 40 人に対して、基準を上回る 14 人（教授 9 人、准教授 5 人）の教員を確保している。また、上記文部科学省告示では、専任教員のおおむね 4 割は、「専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者」としており、このような実務家教員を 6 人配置して基準数を確保している。

なお、上記文部科学省告示によると、専任教員のうち、そのおおむね 4 割の 3 分の 2 については、一定の条件の下で専任教員以外の者で足りるものとしており、このような「みなし専任教員」を 3 人配置している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学では、大学教員は広く公募によって採用することを原則としている。大学教員の年齢構成は、25～34 歳が 6.8%、35～44 歳が 32.3%、45～54 歳が 34.3%、55～64 歳が 26.5%と、適切なバランスがとれたものとなっており、職位との対応も適正なものとなっている。中期計画では、「外国人や女性等の教職員の採用の促進に向けて、環境や条件を整備する。」としており、このうち、女性教員については、男女共同参画基本法に基づく取組の推進により、その割合を 22%台で維持している。これは、国立大学協会の数値目標である 20%を上回っている。一方、外国人教員については、兼任教員を含めれば一定数を確保しているが、専任教員については、1 人で推移している。また、教育研究活動の活性化のため、小・中・高等学校及び特別支援学校等での教職経験者の積極的な採用を進めてきており、このような教職経験を有する専任教員の割合は、15%前後を維持している。さらに、教員組織の活性化のため、「教員活動評価指針」を

定め、教員活動評価を実施している。このような教員活動評価を踏まえ、「サバティカル研究者派遣規程」を定め、教育研究等の活動状況が良好な者に対してサバティカル制度を実施している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-1① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

当該大学では、「教員選考基準」を定め、教員の採用・昇格を行っている。「教員選考基準」では、教員の採用・昇任は、(1)人格、経歴及び専門分野、(2)研究業績、(3)教育上の能力、(4)学界及び社会における活動、(5)学内運営活動、(6)教育に対する意欲等を考慮して行うものとしている。「教員選考基準」では、さらに職位ごとの選考基準を明文化するとともに、審査・評価項目ごとの詳細な基準について「教員選考基準内規」を定め、選考審査を実施している。特に教育上の指導能力に関わる(3)及び(6)については、「教員資格審査会」を設置して、研究業績・教育業績書及び教育に関する抱負書を基に審査している。

大学院課程担当教員を選考するに当たっては、「大学院研究科担当教員選考基準」を定めている。教育研究上の指導能力については、「適格候補者資格審査会」を設置して、教育研究業績書及び授業科目と業績の対照表を基に、(a)研究業績、(b)担当する専門分野の研究指導能力、(c)授業担当上の知識、(d)教育上の識見・能力の観点から審査している。

平成21年度に開設した専門職学位課程担当教員については、「教職大学院研究者教員選考手続要項」及び「教職大学院実務家教員選考手続要項」を定め、選考審査を実施している。教職大学院担当教員としての教育上の指導能力に関して、研究者教員については「研究者教員選考委員会」、実務家教員については「適格候補者任用資格審査会」を設置して、教育研究業績書等を基に審査している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-1② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では、教員の教育活動に関する定期的な評価として、学生による授業評価アンケートと教員活動評価を実施している。

授業評価アンケートは、学期末授業評価に加えて、授業期間の半ばに中間授業評価を実施し、評価結果を直ちに進行中の授業に反映させ改善するシステムをとっている。学期末授業評価結果は各教員にフィードバックし、評価結果の考察及びそれを踏まえた授業改善方針の提示を求め、FD委員会がその内容を集約・分析し、報告書として公表している。教員は、このような授業評価システムを活用して、具体的な授業改善に取り組んでいる。なお、授業評価の結果を受けた改善は、教員の教育活動評価の自己評価の際に記入することとなっている。

一方、教員活動評価は、「専任の教員が行う教育、研究、社会貢献及び学内運営の諸活動を自己点検・評価することにより、教育研究等の改善及び活性化を図り、大学運営等に活用、反映させ、その結果を公表することにより、社会への説明責任を果たすことを目的」に、平成20年度より実施し、評価結果が優秀であった教員に対する学長表彰を実施している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学では、教員は教育内容に関連する研究を行っており、このことを広く社会に説明するため、ウェブサイト上に、全教員の研究活動と教育活動の内容を関連付けて閲覧できる「教員総覧 2009」を掲載している。また、教員の授業内容を記載した電子シラバスをウェブサイト上に公表しており、その内容を「教員総覧 2009」に掲載した研究活動の内容と合わせ見ることによっても、教員が教育内容に関連する研究を行っていることを確認できる。さらに、学長裁量経費を活用して実施した研究プロジェクトの成果を授業科目に反映するなど、研究活動を組織的、かつ積極的に教育内容と関連付けていく取組を進めている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学では、教育学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の教育課程を実施していくために必要な教育支援組織として、事務局に教務課を置いている。教務課には、授業日程、教育課程、授業時間割等を所掌する教務企画係、成績簿・学籍簿の整理保管、シラバス等の授業情報、学生の受講登録等を所掌する修学支援係、教育実習、介護体験実習、教育職員免許等を所掌する教育実習係、教職大学院学生の修学支援等を所掌する教職大学院係の4係を置き、4係を中心に常勤職員13人、非常勤・再雇用職員4人、合わせて17人の職員を配置して、教育支援業務を実施している。このうち、教職大学院係については、専門職学位課程における支援ニーズを考慮して、教職大学院棟に係を配置している。附属図書館には、常勤職員7人、非常勤職員3人、計10人の職員を配置している。また、平成20年度には、主に教養教育における情報関係科目及び実習・実験科目等131科目に対し、延べ91人のTAを配置している。なお、TAに関する学生へのアンケート調査によると、受講生の8割近くがTAの役割について肯定的な評価をしており、TAが有効に活用されていることを示している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 女性教員の割合を高水準で維持している。
- 教員活動評価を実施し、評価結果が優秀であった教員に対し学長表彰を実施している。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学では、教育組織ごとの教育目標に基づき、求める学生像や入学者選抜方針を明示するため、学士課程では学校教育3課程、生涯教育3課程及び各選修・専攻・コースごとに、大学院課程では各専攻・コースごとに、専攻科では専攻科単位でアドミッション・ポリシーを定めている。その内容は、①教育目標、②教育内容、③修学上必要となる能力・資質、④入学者選抜方法、⑤求める学生像で構成されており、わかりやすいものになっている。

これらのアドミッション・ポリシーは、学内の教員組織、入学試験改善室、教授会等での審議を経て策定し、学内には電子掲示板によって周知し、学外には大学案内、学生募集要項、ウェブサイトによる周知に加え、学士課程については九州、西中国及び関東の各地区での進学説明会並びにオープンキャンパスで、大学院課程及び専攻科については入学試験説明会で周知している。新入生アンケートの結果では、入学者の半数程度がアドミッション・ポリシーを意識して入学している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該大学では、入学者選抜の基本方針として、「入学者選抜方法に関するガイドライン」を定め、「入学者の選抜は、本学、各課程、各募集単位のアドミッション・ポリシーを総合的に踏まえて実施する」としている。学士課程では、一般選抜（前期・後期日程）と特別選抜の区分を設けて、一般選抜では、募集単位ごとに大学入試センター試験及び個別学力検査等の科目及び配点を設定し、小論文、面接、実技試験を適宜課して入学者を選抜している。

特別選抜では、推薦入試と私費外国人留学生入試を実施し、推薦入試では、小論文、面接、実技試験を適宜課し、推薦書及び志望理由書等の内容を加味して入学者を選抜している。私費外国人留学生入試では、日本留学試験の受験者を対象に、小論文、面接、実技試験等を適宜課して入学者を選抜している。

大学院課程では、一般、社会人、現職教員、私費外国人留学生の区分を設け、募集単位ごとに専門科目、小論文、実技試験、外国語科目を適宜組合せ、研究計画書及び口述試験等の内容を踏まえて入学者を選抜している。専門職学位課程では、推薦書、志望動機書及び学習指導案等の提出を求め、論文及びプレゼンテーションを実施して入学者を選抜している。



専攻科では教育学・教育心理学に関する学力検査と面接により入学者を選抜している。

このような選抜方法によって、入学志願者の学力、専攻分野への適性、資質、能力、意欲等を総合的に評価し、大学が「求める学生」を適切に選抜するよう努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学では、アドミッション・ポリシーに、学士課程への留学生の受入、大学院課程への社会人、現職教員、留学生の受入、専門職学位課程への社会人、現職教員の受入、専攻科への現職教員の受入を明記している。

これに基づき、学士課程では、一般選抜とは別に、日本留学試験の受験者を対象に、留学生に配慮した選抜方法による私費外国人留学生入試を実施している。

大学院課程では、学力検査の免除や研究業績等による受験科目の代替措置等、社会人、現職教員、留学生に配慮した入学者選抜を実施している。専門職学位課程では、3コースのうち2コース（生徒指導・教育相談リーダーコース、学校運営リーダーコース）が現職教員を対象としており、教育実践報告書等の内容を評価する等、現職教員や社会人に配慮した入学者選抜を実施している。

主として現職教員を対象とする専攻科では、教育学・教育心理学に関する学力検査と面接による現職教員に配慮した入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

当該大学では、学部、大学院、専攻科ごとに定めた「入学者選抜実施規程」において入学者選抜の実施体制の詳細を定めている。

学部入試では、管理機構として、入学試験業務全体を管理する実施本部（6人で構成、本部長は学長）と業務全体を統括する試験場本部（10人で構成、本部長は入学試験担当学長特別補佐）を設置している。実施機構として、入学試験に関する実施計画を企画立案する入学試験実施委員会（10人で構成、委員長は入学試験担当学長特別補佐）を設置するとともに、入学資格の審査を行う入学資格審査会議、入学試験実施担当者で構成する担当者会議（問題作成担当者会議、点検担当者会議、採点担当者会議、調査書審査担当者会議、採点担当者会議及び電子計算機処理担当者会議）に加え、合格候補者の選考準備に当たる合格候補者選考準備会議を設置している。いずれの会議も、議長は入学試験実施委員会の委員長である入学試験担当学長特別補佐が務める体制をとっている。合格候補者選考準備会議が作成した合格候補者案は学部教授会に諮られ、教授会での審議結果を踏まえ、学長が合格者の決定を行っている。このほか、入学試験実施担当者会議が行う各種業務に関連して、「入学者選抜に関し作成する要項の点検要領」「入学試験問題作成に係る点検要領」「答案等の授受及び採点並びに調査書等の授受に係る点検要領」等、詳細なマニュアルを整備して入学試験業務の厳正化を図っている。

大学院入試及び専攻科入試についても、学部入試に準じた実施体制がとられている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当該大学では、入学者選抜の改善策を検討する組織として、入学試験改善室を設置している。入学試験改善室は、8つの運営企画室の一つであり、理事（企画・教育研究担当）1人、学長特別補佐（入学試験担当）1人、教員8人、事務職員2人、計12人で構成し、室長は理事が務め、副室長は学長特別補佐（入学試験担当）が務めている。入学試験改善室では、学生の受入がアドミッション・ポリシーと適合したものとなっているかどうかを検証するため、学士課程、大学院課程及び専攻科の新入生を対象としたアンケート調査を実施している。その結果によると、学部学生については入学者の65%が、大学院学生については45%が教員を目指して入学しており、大学の求める学生像と一致している。さらにアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を進めるため、平成20年度に「入学者選抜方法に関するガイドライン」を改定し、募集人員の前期日程・後期日程への分割方法の変更等を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学教育学部の初等教育教員養成課程14選修のうち、平成21年に新設した英語、技術ものづくり、生活・総合の3選修の入学者数は、入学定員の1.20～1.40倍と高く、今後、その適正化が課題となる。それら3選修を除く11選修の入学者数は、入学定員の1.03～1.19倍（過去5年間平均）で、いずれの選修も適正レベルを確保している。中等教育教員養成課程11専攻の入学者数は、入学定員の1.00～1.24倍（過去5年間平均）で、いずれの専攻も適正レベルを確保している。特別支援教育教員養成課程の入学者数は、入学定員の1.08倍（過去5年間平均）で、適正レベルを確保している。教育学部の生涯教育3課程（共生社会教育課程、環境情報教育課程、生涯スポーツ芸術課程）各コースの入学者数は、入学定員の1.06～1.15倍（過去5年間平均）で、いずれのコースも適正レベルを確保している。教育学部全体で見ると、入学者数は、入学定員の1.09倍（過去5年間平均）で、適正レベルを確保している。

大学院の教育学研究科修士課程に置く14コース（平成20年度までは専攻）の入学者数は、入学定員の0.68～1.56倍（過去5年間平均）と、一部のコースで適正レベルを超える大きな偏りが見られる。教育学研究科修士課程全体で見ると、入学者数は、入学定員の0.98倍（過去5年間平均）で、適正レベルを確保している。一部コースで入学者数の適正化と入学定員のコース間調整が今後の課題となる。

平成21年度に新設した教職大学院（教職実践専攻）3コースの入学者数は、入学定員の0.90～1.00倍となっており、全体で見ると0.95倍となっている。設置初年度のため学生の募集期間が短かったが、3次にわたり学生募集を行い、いずれのコースも適正レベルを確保している。

特別支援教育特別専攻科の入学者数は、入学定員の0.71倍（過去5年間平均）と、適正レベルを確保している。平成17・18年度の入学者が、入学定員の0.36倍～0.40倍と適正レベルを大きく下回っていたが、入学試験説明会の開催等により、最近3か年の入学者は、入学定員の0.90～1.00倍と大きく回復している。

なお、当該大学では、入学定員の充足に向けて、オープンキャンパスや入学試験説明会を開催しているほか、入学試験の複数回実施等に取り組んでいる。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- アドミッション・ポリシーの内容構成が統一されており、わかりやすいものになっている。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学では、学士課程の教育目的に照らし、学生が取得する教育職員免許状にも対応しつつ、体系的な教育課程を編成するため、教養科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目、卒業研究を置き、さらに自由選択単位枠を設定している。教養科目は、外国語科目及び保健体育科目と合わせて教養教育カリキュラムを構成し、大学入門科目、教養基礎科目、総合科目の3区分を置いている。このうち、教養基礎科目は、さらに「人間と文化」「人間と生活」「現代と教育」「自然と科学」及び「こころと体」の5区分を置き、各区分に複数の科目を置いている。

専門科目は、学校教育3課程にあつては教職専門科目及び教科専門科目からなり、履修の手引に明文化された選修・専攻ごとの教育目標に従い、教員としての資質・能力の育成に不可欠な科目を必修科目・選択必修科目として置くとともに、学生の得意分野を伸ばし高度な知識・技能を習得するための選択科目を置いている。また、生涯教育3課程にあつては、生涯教育に関する理解を深め、生涯学習の視点から現代の諸課題に対応するために必要な資質・能力を養成する生涯教育科目及び課程共通科目を選択必修として置くとともに、各コースの領域に関して高度な知識・技能を習得できるように、多様なコース専門科目を置いている。なお、これら専門科目については、すべての選修・専攻・コースにおいて履修モデル及びコー



スツリーを作成し、教育課程の体系的・系統性を検証するとともに履修指導に活用している。また、平成21年度の学部教育組織の見直しに伴い、教科や学問領域における専門性及び教育に必要な実践力をさらに確実に修得することができるようカリキュラムを改訂している。

これらのことから、授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、課程・選修・専攻・コース間で相互履修ができるよう自由選択単位枠を設定して、学生の多様な学習ニーズにこたえている。また、「フレッシュマンセミナー」を開設して初年次教育のニーズにこたえるとともに、教養科目の総合科目にキャリア教育に関する科目を開設して入学後のキャリア形成支援のニーズにこたえている。学校教育3課程では、4年間にわたる系統的な教育実習を開設するとともに、附属学校と連携して夏季休業中にも実習指導を実施して質の高い教員養成への社会的要請にこたえている。生涯教育3課程では、インターンシップ科目を開設して体験型学習のニーズにこたえている。また、各種の資格取得ニーズに対応した授業科目も開設し、多くの学生が資格を取得している。さらに、県内教育委員会との連携体制や諸学校・施設でのボランティア参加支援体制を整えつつ、ボランティア教育科目を開設して地域社会と学生双方からのニーズにこたえている。単位互換については、九州工業大学及び九州地区の教員養成学部と協定を結び、多様な履修機会を提供している。また、海外協定大学との交換留学に伴う単位互換や海外語学研修に係る単位認定も実施している。編入学に関しては、平成22年度からの導入に向けて編入学試験制度の概要を決定している。

教育課程の編成には学術の発展動向が反映されていることが認められ、公表されている「教員総覧2009」からうかがえるように、教員の多くが最新の研究成果を授業に取り入れている。平成16年度から4年間、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」に採択されて実施した「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」の成果は、特別支援教育の体験と理解を促進するための授業科目に反映させているほか、その成果に基づいてテキスト『特別支援教育と介護入門』の全面的な改訂作業を継続させている。

これらのことから、教育課程の編成や授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では、単位の实質化を図るため、年間履修登録上限を42単位とするCAP制度を実施している。また、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、GPAが3.9以上の成績優秀者には48単位までの履修を認める特例制度を実施している。「授業時間外の学習」の必要性については、新入生オリエンテーションに資料『大学で学ぶ上での心構え』を配付して詳しく説明するとともに、全シラバスに項目を設けて明示し、学生と教員の双方に周知徹底している。さらに、教員用『教務関係手引書』に「単位の实質化及び学習支援」の項目を設け、「授業時間外の学習」を充実させるための基本方針と具体的方策を周知の上、全教員に実行を促している。そのほか、集中講義に関しても単位の实質化を進めるため、講義日数や課題の設定についての原則を定めている。学生に対しては、上記資料の中で、自主学習のための学内施設とその利用方法を案内している。学生へのアンケート調査の結果によると、授業時間外学習の必要性に関する意識が向上している。

オフィスアワーについては、履修の手引や上記資料において学生に利用を呼び掛けるとともに、シラバスに項目を設けて各教員が利用方法を明示している。学生へのアンケート調査の結果によると、オフィスアワー利用学生1人当たりの利用回数は増加している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学では、履修の手引において「授業科目は講義、演習、実験・実習・実技の形態によるもの」とし、開設科目一覧やシラバスにも授業形態を明記している。また、例えば、中等教育教員養成課程の「理科専攻の教育目標」では、「講義・演習・実験を通して教科専門及び教科教育をバランス良く履修し、科学的思考法とプレゼンテーション能力を高め、優れた資質の教員となるよう指導しています。」としており、各課程・選修・専攻・コースが、教育目標と分野特性に応じて、バランスを考慮した教育課程を編成している。さらに、学校教育3課程においては、1年次から4年次にわたる系統的な教育実習科目を開設し、教職志向を明確にしながらか学習意欲を高めるための工夫をしている。当該大学が実施した分析によると、教職専門科目の授業形態が講義に偏っているものの、教科専門や選修・コース専門科目ではバランスが確保されている。

学習指導方法に関しては、TAを活用した授業、現職教員による授業、ディベート型授業、フィールド型授業等、授業形態や授業内容に応じた多様な指導方法を工夫している。また、教育効果を高めるため、クラス制による受講者数の適正化も工夫している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学では、シラバスを作成し、電子シラバスとしてウェブサイト公開し、学内外から検索可能な状態にしている。検索に当たっては、「講義情報」「学部・学科」「担当教員」「キーワード・内容」のいずれの検索キーも使用可能となっている。シラバスの内容は、「履修条件」「授業の目標・概要」「授業計画」「教科書」「参考図書」「成績評価」「授業時間外の学習について」「オフィスアワー」「関連ホームページアドレス等」「備考」「更新日時」で構成されている。シラバスの記載内容や提示方法は、講座ごとに開催する教育内容・方法に関する検討会において、随時検討し改善を進めている。このような取組の結果、学生へのアンケート調査では、平成18～19年度にかけて、シラバスの有用性について評価が大幅に向上し、かつ平成20年度にもこの水準を維持している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-3③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

当該大学では、授業時間外の自主学習を促進するため、附属図書館に自主学習やグループ学習用の部屋を設けているほか、開架閲覧室に学習スペースを確保し、平日は8時30分から21時30分まで、土曜・日曜・祝日も10時30分から17時まで開館して、自主学習環境を整えている。学生会館の食堂は8時30分から20時まで自主学習に使用できることとしているほか、談話室3室をグループ学習やセミナーに使用

できることとしている。また、学生センターの学生食堂を10時から19時まで自主学习等に使用できることとしている。さらに、学内に多数ある情報機器を備えた教室も、利用規程に則り自主学习に使用できることとしている。

これらの自主学习用の施設設備については、新入生オリエンテーション配付資料『大学で学ぶ上での心構え』で紹介し、利用方法を案内している。そのほか、各選修・専攻・コース及びセンターごとに、研究室の開放、図書等の貸出、実験器具・楽器の貸出等、自主学习の促進のための手立てを講じている。

基礎学力不足の学生への配慮については、各選修・専攻・コースで個別指導を行うほか、必要に応じて補習教育を行っている。また、学期当たり修得単位数が16単位を下回る学生やGPAが2.5を下回る学生については、指導教員による個別の履修指導を実施している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

当該大学では、試験、レポート、平素の学習状況、出席状況等によって成績を総合的に評価し、出席については原則3分の2以上の出席とし、100点を満点として90点以上を「秀」、89～80点を「優」、79～70点を「良」、69～60点を「可」、59点以下を「不可」とし、「可」以上をもって単位修得と認定する基準を定め、履修の手引に記載するとともに、新入生オリエンテーションにおいても学生に周知している。

また、シラバスに「成績評価」の欄を設け、各授業担当教員が、それぞれの授業科目について成績評価の方法及び基準を記載することとし、受講学生に周知している。教員用『教務関係手引書』には「成績評価に関するガイドライン」を掲載し、授業中にも成績評価について学生に周知するよう促している。

平成20年度には授業1,753科目についての成績評価分布調査を実施している。また、学生アンケート調査によると、「成績評価が適切に行われている」と答える学生の割合は高く、成績評価基準がよく周知され、運用されていることがうかがえる。

卒業認定基準については、修業年限を4年とすることを学則に定め、また卒業に必要な総単位数を128単位とすることを履修の手引に明示し周知している。卒業認定は、学部教授会に置かれた教務委員会が、在学期間や修得単位数を確認し、教授会の議を経て学長が行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-2 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該大学では、シラバスに授業別の成績評価の方法・基準を記載している。学生が成績評価に異議のある場合は、定められた成績通知表交付日から2週間以内に、異議申立てができることとしている。異議申立ては、直接、授業担当教員に行うものとしており、担当教員に連絡がつかない場合は、教務課窓口で対応するものとしている。なお、異議申立ての内容は、①成績の誤記入など、明らかに担当教員の誤りと思われる場合、②シラバス等により事前に周知していた成績評価方法からみて、明らかに成績評価方法について疑義があると思われる場合に限るとしている。この制度については履修の手引に明記し周知を図っている。また、教員に対しても、『教務関係手引書』に記載の「成績評価に関するガイドライン」において周知し、異議申立てがあった場合には、「解答例や評価基準を提示することにより」適切に対応するよう求めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、平成20年度まで12専攻を置いていたが、平成21年度に、新たに教職実践専攻（教職大学院）を設置したことに伴い、12専攻を教育科学専攻1専攻14コースに再編した。再編前の教育課程は、「学校教育に関する科目」「教科教育に関する科目」「教科に関する科目」「特別支援教育に関する科目」及び「課題研究」で構成していたが、再編後は、より一層の教育実践力と広い視野と深い教養の涵養を目指して、新たに「教育科学基礎科目」「発展科目」及び「広域発展科目」を導入し、教育課程の体系的性を強化し、内容の充実を図っている。

それぞれの科目区分には、学校教育の今日的課題に対応した授業科目を数多く開設しており、教育課程は全体として「学校教育に関する学問を創出・展開する研究能力を養い、初等・中等学校の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成する」という当該大学院の目的と、授与する修士（教育学）の学位にふさわしいものになっている。

各コースでは「コースの教育目標」を策定し、これに基づき「コースの教育課程編成方針」及びコースツリーを作成し、各コースの教育課程の体系的や系統性を検証するとともに履修指導に活用している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-2 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、大学院修士課程修了者を科目等履修生として受け入れ、継続学習のニーズにこたえている。また、正規の大学院学生について、平成20年度まで広く所属専攻以外の授業科目の履修を認め、また、平成21年度以降は広く所属コース以外の授業科目の履修を認め、学生の多様な学習ニーズにこたえている。現職教員には、履修科目区分ごとの履修必要単位数を弾力化し、多様な学習ニーズにこたえている。大学院学生が教員免許取得等を希望する場合には、学士課程の授業科目の履修を可能とし、学生のニーズに配慮している。学力不足の学生や留学生に対しては、補足的指導や補足的課題を与える等の措置をコースごとに講じている。昼夜開講も実施し、現職教員の修学機会の拡大と継



続学習のニーズにこたえている。また、高い実践力を持つ教員の養成への社会的要請にこたえ、かつ学校教育の現状とこれに関する最新の研究成果を授業内容に反映させるため、教育委員会との協定に基づき地域の学校や子どもセンター等との連携による授業を実施している。臨床心理士の受験資格や言語聴覚士の資格取得に対応した授業科目も開設し、資格取得ニーズにこたえている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、各専攻・コースのガイダンスや授業で、学生に自学自習の必要性を説明するとともに、シラバスに「授業時間外の学習について」の項目を設け、学生に周知している。また、オフィスアワーについては、シラバスに項目を設け周知し、授業中にも周知するとともに、オフィスアワーが効果を上げるための方策についての組織的な検討を実施している。当該大学が行った調査によると、大学院学生の1科目当たりの授業時間外の自主学習時間は、週平均3.04時間となっており、単位の実質化が進んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、「研究科履修規程」で、大学院の授業を講義、演習、実験・実習・実技の区分で行うとしている。各専攻・コースでは、専門分野の特性に応じて、これら3区分により授業科目を開設しており、研究科学生便覧に記載の授業科目一覧にも授業形態の区分を明記している。平成21年度の開講科目で見ると、講義が49%、演習が49%、実験・実習・実技が2%となっている。

学習指導方法については、授業内容に応じて、講義、演習、実験、実習、実技、フィールド型授業や、それらを組み合わせた授業が行われているほか、対話型授業、討論型授業、実験機器・計測機器を用いた実験や実習、種々の情報機器を活用した授業等、多様な学習指導方法を工夫している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、シラバスを作成し、電子シラバスとしてウェブサイト公開し、学内外から検索可能な状態にしている。検索に当たっては、「講義情報」「学部・学科」「担当教員」「キーワード・内容」のいずれの検索キーも使用可能となっている。シラバスの内容は、「履修条件」「授業の目標・概要・授業と教育との関連性」「授業計画」「教科書」「参考図書」「成績評価」「授業時間外の学習について」「オフィスアワー」「関連ホームページアドレス等」「備考」「更新日時」で構成している。シラバスの内容と各コースで策定されている「コースの教育課程編成方針」との適合性に関する教員アンケート調査によると、おおむね適合しているとの結果が得られている。また、平成20年度前期の学生による授業評価によると、質問項目「授業の目的は明確に示されたか」について、高い肯定的結果が出ており、学生がシラバスを有効に活用していることがうかがえる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断

する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、社会人を対象に、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を1・2年次にわたって実施し、2年次のみの適用も可能としている。この制度の適用を受ける学生は、通常的时间帯のほか、平日夜間（18時から19時30分、19時40分から21時10分）、土曜日、夏季・冬季等の休業期間に授業を受けることとし、平日夜間については時間割に授業時間枠を設定している。また、この制度については、「研究科（修士課程）履修規程」に定め、学生募集要項や研究科学生便覧に明記するとともに、入学後のガイダンス等を通じて周知し、適用を受ける学生に対しては、適切な履修計画を立てるための指導を行っている。なお、夜間開講する授業科目は、時間割に明示しているが、教育上特別の配慮が必要と認める場合には、時間割に明示していない科目についても夜間開講を実施している。また、昼夜開講に対応して、大学院の授業期間中は、学生関係事務窓口を20時まで開く体制をとっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、大学院設置基準に定める基準教員数を上回る数の教員を確保し、指導体制を整えている。指導教員は、学生の入学後、研究科長が、教授会の議を経て決定することとし、学生ごとに主指導教員のほか、2人以内の副指導教員を配置して、指導を行う体制をとっている。主指導教員は、研究題目に関する研究内容、研究方法の検討、学位論文の作成を直接指導し、副指導教員は、履修指導、研究指導を補佐するとして、役割分担を明確にしている。また、各コースでは、「修士論文研究に関する指導指針」を定め、その中で「修士論文研究に関わる指導計画」を立て、ウェブサイト公表し、教員及び学生の双方に周知している。各専攻（平成21年度以降は各コース）では、この明文化された指導計画に基づき、研究指導を計画的に実施するとともに、修士論文の中間発表会、経過報告会、デザイン検討会等を開催し、修士論文作成のための計画的、段階的、組織的な指導を実施している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、学生の研究指導に当たり、主指導教員と副指導教員（2人以内）からなる複数指導体制をとり、コースごとに定めた「修士論文研究に関わる指導計画」に基づき、計画的な研究指導に取り組んでいる。「修士論文研究に関わる指導計画」では、例えば、研究動向の概観と

理解、関連する文献・資料の収集、研究テーマの絞り込みと決定、研究方法の検討、研究の開始、研究結果の分析等を、一連の指導項目としている。また2年次には、指導教員を中心とする関係教員の助言と指導の下に行う「課題研究」を課して、修士論文に関わる課題についての研究を指導している。

さらに、平成20年度には91人の大学院学生をTAとして採用し、2,414時間の学部の演習、実験、実習授業の補助業務に携わる機会を与えている。当該大学が実施した調査によると、このようなTAとしての業務が、専門領域の研究に役立つとともに、自らの学習指導能力の向上に役立つとしている学生が多く、TAが教育上の効果を上げていることがうかがえる。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、試験、レポート、平素の学習状況、出席状況等によって成績を総合的に評価し、出席については原則3分の2以上の出席とし、100点を満点として90点以上を「秀」、89～80点を「優」、79～70点を「良」、69～60点を「可」、59点以下を「不可」とし、「可」以上をもって単位修得と認定する基準を定め、研究科学生便覧に記載して学生に周知している。また、シラバスに「成績評価」の欄を設け、各授業担当教員が、それぞれの授業科目について成績評価の方法及び基準を記載して、受講学生に周知している。当該大学の実施した平成20年度の授業405科目についての成績評価分布調査は、成績評価基準が適切に運用されていることを示す結果となっている。また、学生アンケート調査によると、「成績評価方法は明確に示されていた」、「成績評価基準は明確だった」、「成績評価結果は納得できるものであった」と答える学生の割合は高く、成績評価方法や基準がよく周知され、適切に運用されていることがうかがえる。

修了認定基準については、2年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならないことを「大学院規程」で定めるとともに、所定の単位を30単位とすることを、「研究科（修士課程）履修規程」に定めて、研究科学生便覧で周知している。修了認定は、大学院常任委員会の議を経て研究科教授会でやっている。

なお、各コースでは、別途「修士論文研究に関する指導指針」において、身に付けるべき知識、技能、能力を具体的に明示した「学修の成果に係る基準」及び「修了認定に係る基準」を定め、ウェブサイトで学生に周知して研究指導の指針としている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、学位論文の成績評価は、A、B、C、Dの評語で判定し、A・B・Cを合格、Dを不合格とすることを「学位規程」で定め、研究科学生便覧で周知している。学位論文は、コースに応じ、指導教員の許可を得て、演奏又は作品と関連論文をもって代えることができることも「学位規程」で定めている。学位論文の審査基準は、各コースで定める「修士論文研究に関する指導指針」において「学位論文の審査基準」として明文化し、ウェブサイトに公表し周知している。

学位論文の審査体制については、指導教員を含め専攻内の関係教員3人以上で審査に当たることを「学位規程」で定めている。審査手続きについては、論文審査の主査は、指導教員をもって充てること、審査

委員は指導教員が審査委員候補者を選出し、当該コース会議の議を経て教授会が審査委員を決定し委嘱すること等、その詳細を「学位論文審査手続要領」で定めている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該大学大学院の教育学研究科修士課程では、シラバスに授業別の成績評価の方法・基準を記載している。学生が成績評価に異議ある場合は、定められた成績通知表交付日から2週間以内に、異議申立てができることとしている。異議申立ては、直接、授業担当教員に行うものとしており、担当教員に連絡がつかない場合は、教務課窓口で対応するものとしている。なお、異議申立ての内容は、①成績の誤記入など、明らかに担当教員の誤りと思われる場合、②シラバス等により事前に周知していた成績評価方法からみて、明らかに成績評価方法について疑義があると思われる場合に限るとしている。さらに、学位認定についても疑義の申立てができることを「学位規程」で定め、研究科学生便覧に記載して周知している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学では、平成21年度、大学院教育学研究科に専門職学位課程として教職実践専攻（教職大学院）を設置した。「高度な専門性、強靱な精神、豊かな人間性をもって学校教育の実践的課題に取り組む専門職業人としての教員の養成」を目的とする同専攻は、修業年限を2年とし、専門職大学院設置基準に定められた修得必要単位数45単位を上回る54単位の修得を修了要件としている。専攻には、大卒者・社会人を対象とする「教育実践力開発コース」、現職教員を対象とする「生徒指導・教育相談リーダーコース」及び「学校運営リーダーコース」の3コースを置いている。教育課程は、共通科目、コース別科目、実習科目の3区分で構成し、このうち、共通科目は文部科学省告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」に基づき、「教育課程の編成・実施」「教科等の実践的な指導方法」「生徒指導・教育相談」「学級経営・学校経営」「学校教育と教員の在り方」「特別支援教育」の6領域で構成している。コース別科目は、それぞれのコースの目的に応じた「領域」を設け、体系的な教育課程を編成している。また、実習科目も、それぞれのコースの目的に応じた内容・方法で、2年間にわたる体系的な実習科目で編成し、同専攻の目的及び授与する教職修士（専門職）の学位にふさわしい教育課程が編成されている。なお、開設する領域や授業科目ごとに、一般目標や到達目標を定めるとともに、コースツリーを作成し教育課程の体系性を『履修ガイドブック』に明示している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成され、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、「高度な専門職業人としての教員の養成」への社会的要請を受けて、教職実践専攻（教職大学院）を設置している。このため、教育課程の編成や授業科目の内容には、教職に関する高度な専門



知識と教職者としての実践力を、統合的に修得していくことを狙いとする様々な工夫と配慮がなされている。共通科目、コース別科目、実習科目で構成する教育課程は、今日の教育現場における課題を踏まえた領域や内容で構成されており、また授業科目の内容も、今日の教育現場における実践的課題と研究動向を踏まえたものとなっている。教育課程の編成や授業科目の内容は、高度の教育実践力の修得をもって教職を目指す「教育実践力開発コース」の学生や、教職現場での経験の上に、さらに高度な指導力や実践力の修得をもって指導的教員を目指す「生徒指導・教育相談リーダーコース」や「学校運営リーダーコース」の学生の多様なニーズに配慮したものとなっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学大学院の教職実践専攻（教職大学院）では、専門職大学院設置基準第 12 条の規定に基づき、年間履修単位の上限を 40 単位（実習科目を除く）とすることを『履修ガイドブック』に定め、単位の実質化に配慮している。また、各コースのガイダンス及び授業時に加え、学生の個人面談において、自学自習の必要性を説明している。さらに、学内外に公開している電子シラバスに加え、『履修ガイドブック』に掲載の文書シラバスにおいても、「授業時間外の学習」及び「オフィスアワー」の項目を設け、学生にその必要性和利用方法を周知している。なお、当該教職大学院では、『履修ガイドブック』に授業科目ごとの到達目標と評価基準を記載し、学生がこれに基づき主体的な学習を行うよう指導している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

当該大学大学院の教職実践専攻（教職大学院）では、教育現場のニーズに即応できる人材を養成するため、研究者教員と実務家教員が分担して授業を担当し、連携して教育研究指導に当たることにより、教職大学院にふさわしい教育課程の水準を確保している。特に、実習科目を重点化し、専門職大学院設置基準に定める最低基準（10 単位）を上回る 14 単位の実習科目を課している。また、この設置基準で認められている教職経験者に対する実習科目の免除を行わず、大卒者、社会人、現職教員の別を問わず、すべての学生に 14 単位の実習科目を課して、高い教育水準の確保を目指している。実習科目は、3 コースがそれぞれのコースの目的に応じた内容で構成し、教職大学院にふさわしい実践力の育成を重視する内容のものとなっている。また、コースごとに実習の基本計画を策定し、到達目標を明らかにしながら、実習科目ごとの詳細な実施計画を『履修ガイドブック』に掲載し、学生に周知している。さらに当該教職大学院では、2 年間の幅広い実践的成果を、自ら設定するテーマに則して「実践研究報告」として集約していくための授業科目として、一連の「課題演習」と「プレゼンテーション」からなる「まとめプレゼンテーション科目」を開設している。「まとめプレゼンテーション」発表会、公開授業、外部評価等には、教育委員会や教育実習校からの参加者を得て、教育水準の検証に努めることとしている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学大学院の教職実践専攻（教職大学院）では、高度な専門性を有する教員を育成するという教育目的に基づき、教育課程を共通科目、コース別科目、実習科目の3区分で構成している。共通科目では、50%の授業科目が講義、50%の授業科目が演習の授業形態となっている。コース別科目では、26%の授業科目が講義、72%の授業科目が演習、2%の授業科目が実習の授業形態となっている。演習授業の具体的な授業方法としては、ゼミナールのほかに、ワークショップ、グループワーク、ディスカッション、事例研究、ロールプレイング、シミュレーション、プレゼンテーション、報告とディスカッション、フィールドワーク、メンタリングとコーチングと、それぞれの授業の目的に応じて、実践力育成を重視する教職大学院ならではの多様な学習指導法を工夫している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該大学大学院の教職実践専攻（教職大学院）では、シラバスを作成し、電子シラバスとしてウェブサイトにて公開するとともに、文書シラバスを作成して『履修ガイドブック』に掲載している。電子シラバスは、学内外から検索可能で、検索に当たっては、「講義情報」「学部・学科」「担当教員」「キーワード・内容」のいずれの検索キーも使用可能となっている。電子シラバスの内容は、「履修条件」「授業の目標・概要・授業と教育との関連性」「授業計画」「教科書」「参考図書」「成績評価」「授業時間外の学習について」「オフィスアワー」「関連ホームページアドレス等」「備考」「更新日時」で構成し、文書シラバスもこれに準じた項目で構成している。文書シラバスが『履修ガイドブック』に掲載されていることから、学生に十分に活用されていることがうかがえる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

当該大学大学院の教職実践専攻（教職大学院）では、授業科目ごとに成績評価の方法・基準をシラバスに記載するとともに、授業科目ごとの到達目標と、到達目標ごとの評価基準を策定して『履修ガイドブック』に掲載している。具体的な成績評価は、A、B、C 3段階の評価基準を設定し、到達目標ごとの評点配分に基づいて点数化して評価することになっている。出席については原則3分の2以上の出席を必要とし、100点を満点として90点以上を「秀」、89～80点を「優」、79～70点を「良」、69～60点を「可」、59点以

下を「不可」とし、「可」以上をもって単位修得と認定する基準を定め、『履修ガイドブック』に記載して学生に周知している。「まとめプレゼンテーション」については、別途、『実践研究報告書』と関係資料を基にコース会議で評価し専攻会議で確認することになっている。

修了認定基準については、2年以上在学し、所定の単位を修得しなければならないことを「大学院規程」で定めるとともに、所定の単位を54単位とすることを、「研究科（専門職学位課程）履修規程」に定めて、研究科学生便覧で周知している。さらに、2年間の学修の修了確認のために「まとめプレゼンテーション」を実施し報告書を提出しなければならないことを『履修ガイドブック』に明示している。修了認定は、大学院常任委員会の議を経て研究科教授会で行うことにしている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。修了認定は平成22年度末より実施される。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該大学大学院の教職実践専攻（教職大学院）では、シラバス及び『履修ガイドブック』に成績評価の方法・基準を記載している。学生が成績評価に異議のある場合は、定められた成績通知表交付日から2週間以内に、異議申立てができることとしている。異議申立ては、直接、授業担当教員に行うものとしており、担当教員に連絡がつかない場合は、教務課窓口で対応するものとしている。なお、異議申立ての内容は、①成績の誤記入など、明らかに担当教員の誤りと思われる場合、②シラバス等により事前に周知していた成績評価方法からみて、明らかに成績評価方法について疑義があると思われる場合に限るとしている。さらに、学位認定についても疑義の申立てができることを「学位規程」で定め、研究科学生便覧に記載して周知している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 学部のすべての選修・専攻・コースにおいて、履修モデル及びコースツリーを作成し、履修指導に活用している。
- 大学院の各コースでは「コースの教育目標」を策定し、これに基づき「コースの教育課程編成方針」及びコースツリーを作成し、履修指導に活用している。
- 大学院のシラバスに授業の「目標・概要」に加えて「教育との関連性」を記載している。
- 大学院の各コースでは、「修士論文研究に関する指導指針」を定めウェブサイトに公表し、教員及び学生の双方に周知している。
- 平成16年度文部科学省特色GPに「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」が採択され、その成果に基づいてテキスト『特別支援教育と介護入門』の全面的な改訂作業を継続させている。

**基準6 教育の成果**

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学では、教育学部教授会の下に置く教務委員会が、在学生、教員及び卒業生を対象に、「教育の成果に関するアンケート調査」を実施し、分析結果とともに『教育の成果に関するアンケート調査報告書』にまとめ、学内に公表している。この調査では、学部学生の「学習に対する姿勢」及び「専門知識の習得」並びに卒業生の「現在の仕事への本学における学習の寄与」及び「本学における学習の満足度」等で、良好な検証結果を得ている。また、半数を超える学生がGPA値を意識して履修している。

大学院教育については、研究科教授会の下に置く大学院常任委員会が中心となって、教育改善や教育成果についての調査を実施し、分析結果とともに『大学院教育改善に関する資料集』にまとめ学内に公表している。その結果を基に、例えば、コースごとに「修士論文研究に関する指導指針」を策定し、学生が身に付けるべき資質・能力のレベルを、「知識」と「技能」からなる「学修の成果にかかる基準」として明文化し、学生・教員の双方に明示する等の改善に取り組んでいる。

加えて、各講座においても「教育内容・方法に関する検討会」を定期的で開催し、学習・教育目標の達成状況の検証及び分析を行い報告にまとめている。また、中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る教育の成果に関する目標の達成状況を点検・評価し、『中期目標の達成状況報告書』として公表している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学の学部、大学院及び専攻科学生の卒業及び修了率は、いずれも90%以上の高水準で推移しており、特に平成20年度の大学院及び専攻科学生の修了率は100%となっている。また、受講者数に対する単位修得者数の割合で表した平成20年度の単位修得率は、学部で91.2%、大学院で93.3%、専攻科で94.7%と、高い水準を維持し、着実に教育の成果を上げている。学部ではGPA制度を導入しており、制度導入以降、GPAが3.7を超える成績優秀者の割合は、年々増加傾向にあり、GPA制度が教育効果を上げていることを示している。また、GPAが2.5以下の成績不振学生の翌年度のGPAが上昇傾向にあり、成績不振学生への個別指導が効果を上げていることを示している。学部の学校教育3課程では、学生の多くが複数の教育職員免許状を取得している。教育職員免許状取得に必要な授業科目「教育実習（本実習）」の履修には、2年次修了時まで標準履修単位数の60%を修得していること、また特定の授業科目の単位を修得していることを履修の手引で規定しているが、毎年度95%以上の学生がこの教育実習参加要件をク



リアして教育実習を履修している。卒業研究・修士論文の水準については、教員の指導の下、研究成果を学会で発表する学生、学会誌に研究論文を発表する学生、学会発表で表彰を受ける学生がいるほか、実技分野では、各種の展覧会やコンクールで、受賞・入賞を果たす学生もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、平成17年度にFD委員会を設置し、附属教育実践総合センターと連携して、授業評価の企画・立案・実施に当たっている。平成19年度からは、学部及び大学院の授業科目を対象として、毎学期末に受講生による授業評価及び学習達成度に関するアンケート調査を実施している。また、学期末アンケートに加えて、学期半ばに中間アンケートを実施し、その結果を学期後半の授業改善に活かしている。学部の授業評価に関する学生アンケート調査の結果によると、「授業の内容を十分に理解・習得できた」と答える学生は平均で55%、「授業に満足できた」と答える学生は62%で、学生からみた学修の達成度及び授業への満足度はおおむね良好な水準を示している。また、大学院の授業に関しては、学生からみた学修の達成度及び授業への満足度は、良好な水準を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学教育学部の学校教育3課程では、平成15～20年度までの6年間で、教員就職率が50%前後で推移し、進学率は10%前後で推移している。公務員及び企業就職を含む全就職率は、64%から75%へと大きく向上している。一方、生涯教育3課程では、教員就職率は13%から17%台で推移し、進学率は8%から16%台で推移している。公務員及び企業就職を含む全就職率は、56%から66%へと増加している。大学院では、教員就職率が50%前後、全就職率は70%前後で推移している。大学院を修了した現職教員は、修了後、大学講師、校長、指導主事等の教育界の指導的立場に就いている。当該大学は、福岡県内を中心に、九州地区全体にわたって教員採用試験の出願者・合格者の主要な供給源となっており、教員養成の拠点としての役割を果たしつつある。当該大学の同窓会報には、卒業生・修了生の教育者としての活躍が報告されている。なお、当該大学では、平成20年度に学部中退者のその後の社会での活躍を顕彰して名誉学士称号を授与している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、地元及び近隣の教育委員会と定期的な懇談会を開催して、学生が身に付けるべき資質・能力に関する意見交換を行っている。また、当該大学からの教員採用試験の志願者や合格者が多い自治体の教育委員会を年数回訪問し、卒業生や修了生の勤務状況等に係る情報を収集している。さらに、連携協力協定に基づき、福岡県教育委員会や宗像市からも幅広く意見を聴取し、育成すべき人材像を模索している。平成20年度には、15人の小・中学校長を評価者とし、37人の卒業生・修了生を評価対象とする「卒業・修了生の教員としての資質・能力に関するアンケート調査」を実施し、授業力、教材解釈力、児童・生徒への理解及び洞察力等に優れているとの評価結果を得ている。また、平成19年度には、16人の企業

代表者を評価者とし、16人の卒業生を評価対象とする「卒業生の企業人としての資質・能力に関するアンケート調査」を実施し、専門分野の知識、仕事に対する責任感等に優れているとの評価結果を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 各講座において「教育内容・方法に関する検討会」を定期的を開催し、学習・教育目標の達成状況の検証及び分析を行い報告にまとめている。
- 研究科教授会の下に置く大学院常任委員会が中心となって、教育改善や教育成果についての調査を実施し、分析結果とともに『大学院教育改善に関する資料集』にまとめ学内に公表している。
- 小・中学校長を評価者とし、「卒業・修了生の教員としての資質・能力に関するアンケート調査」を実施するとともに、企業代表者を評価者とし、「卒業生の企業人としての資質・能力に関するアンケート調査」を実施している。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

当該大学では、新入生に対するガイダンスを入学式当日に実施している。学部新入生に対しては、全学単位で教養科目、外国語科目、保健体育科目に関するガイダンスを実施し、これに加えて、選修・専攻・コース単位で、専門科目等の履修及び学修全般に関するガイダンスを実施している。

大学院新入生に対しては、コース単位で学修全般についてガイダンスを実施している。在学生に対しては、選修・専攻・コース単位で、年次別に専門科目の履修及び専攻分野の選択等に関するガイダンスを実施し、その中で卒業研究指導教員の選択についての説明も行っている。

このほかに、教育職員免許の取得に必要な「介護等体験」のための事前指導（ガイダンス）を、授業科目「特別支援教育と介護入門」及び「介護概論」の中で行っている。また、同じく教育職員免許の取得に必要な「教育実習（本実習）」のための事前指導（ガイダンス）を2年次末に実施するとともに、附属学校においても、実習開始前にガイダンスを実施している。

平成18年度に実施した「教育の成果に関するアンケート調査」の結果によると、6割を超える学生が、各種実習についてのガイダンスは適切に行われたと評価している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該大学では、学部教授会に置いた教務委員会が毎年度実施する「教育成果の検証に関するアンケート調査」において、学習支援に関する学生のニーズを把握し、調査結果を分析の上、報告書にまとめて教職員にフィードバックしている。その上で、教務関係委員会、各講座、各講座の担当教員と、学生センターを構成する事務組織（教務課、学生生活課、学生なんでも相談室等）が連携して学生の学習相談に対応するとともに、必要な助言や支援に当たっている。加えて、各講座に指導教員、実習指導担当教員、教務担当教員等を配置し、選修・専攻・コースごとに個別の学習相談に対応している。さらに、授業科目ごとの学習相談に対応するためオフィスアワーを導入し、シラバスに項目を設けて明記するとともに、各種ガイダンスで利用を促すとともに、研究室への掲示等によっても周知を図っている。上記の教務委員会の調査によると、オフィスアワーに関する学生の認知度は順調に向上している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学には、平成21年5月1日現在、留学生40人(学部20人、大学院20人)、社会人学生38人(学部0人、大学院38人、うち現職教員26人)、障害のある学生3人(学部3人、大学院0人)が在籍している。

留学生については、留学生担当教員3人と学生生活課の留学生係2人が、指導教員及びチューターと連携しながら学習支援に当たっている。チューターには、毎週1回以上留学生に会い、3か月ごとに活動報告書をまとめ、担当留学生の指導教員の指導を受けることを義務付けている。また、留学生が適切な授業科目を選択し履修できるよう、日本語プレイスメントテストに基づく履修ガイダンスを実施している。さらに、留学生が日本理解を深めるための研修プログラムとして、「日本理解特別プログラム」を実施している。

障害のある学生については、『身体に障害のある学生の修学支援マニュアル』を平成21年2月に作成するとともに、学生担当理事を座長とする「障害のある学生の支援懇談会」を設置し、学生生活課を支援窓口として、指導担当講座と授業担当教員と連携しながら修学支援を行っている。聴覚障害学生のためのノートテイクについては、『ノートテイクの心得』を作成するとともに、ノートテイク講座やパソコン要約筆記講習会を開催している。さらに、教育実習に際しての事前相談等、障害のある学生のニーズに応じた学習支援を適時に行っている。

大学院に在籍する社会人学生については、昼夜開講による学習支援を実施しており、学生センターの窓口も、20時まで開いて夜間の授業時間帯の学習支援に対応している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

当該大学では、附属図書館にグループ学習用の部屋2室を設けているほか、開架閲覧室に学習スペースを確保し、平日は8時30分から21時30分まで、土曜・日曜・祝日にも10時30分から17時までの間、学生の利用に供している。グループ学習用の部屋2室は、年間4,000人近い学生が利用しており、情報機器・視聴覚教材を備えたAVルームとともに利用率が高い。

情報処理センターと共通講義棟には、計5室のパソコン教室を整備し、計197台の端末を平日8時40分から17時までの間、学生の利用に供している。また、共通講義棟には、多目的CALL教室を設置して学生の利用に供している。平成19年度以降には、自然科学教棟と共通講義棟を全面改修し、新たにラウンジやコモンスペースを計9か所設けて学生の利用に供している。

各教棟には、コースごとに大学院学生用の研究室を設けるとともに、講座単位で資料室、図書室、実習準備室等を学生の利用に供している。このほか、学生会館の食堂を8時30分から20時まで開き、自主学習に使用できることとしているほか、談話室3室をグループ学習やセミナーに使用できることとしている。さらに、学生センターの学生食堂を10時から19時まで開き、自主学習等に使用できることとしている。

これらの自主学習用の施設設備については、新入生オリエンテーション配付資料『大学で学ぶ上での心



構え』で紹介し、利用方法を案内している。平成 18 年度の「教育成果の検証に関する調査」及び平成 19 年度の「学生生活に関する調査」の結果によると、附属図書館及びパソコン教室については、80%以上の学生が「学習に活用できる施設になっている」と回答し、高い満足度を示している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学では、学生の自治活動として「学生自治会」が組織され、学生が自らの学生生活の中で起こる問題を認識し対処するための活動を行っている。また、サークル活動として、34 の体育系サークルと、36 の文化系サークルが登録されている。その活動に対しては、顧問教員による指導のほか、学生生活課を中心に、サークル活動の意義や安全対策等についての研修を行う「サークルリーダーズセミナー」を開催する等、組織的な支援を行っている。

課外活動のための施設については、サークル棟を建て替えるとともに、大学会館の集会室、各種の体育関連施設、共通講義棟、講義室を、課外活動に利用することを認めている。また、福津市にある福岡研修センターも課外活動に利用している。課外活動に必要な備品や機材についても、大学からの貸出しを行っている。

課外活動支援についての学生のニーズを把握するため、平成 17 年度から「学長と学生との懇談会」を実施している。学長が自治会及びサークルの代表者から要望を直接聞き、課外活動用施設・設備の改善につなげている。また、平成 16 年度には「学生表彰規程」を制定し、課外活動等において顕著な成果・功績を上げた学生又は学生団体を顕彰している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-3① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

当該大学では、4年ごとに実施する「学生生活に関する調査」によって、幅広く生活支援等に関する学生のニーズを調査し、その結果を報告書にまとめて教職員に周知している。

学生が抱える学生生活上の問題への助言や支援のため、学生委員会、各講座、各講座の担当教員と、学生センター、キャリア支援センター、保健管理センター、学生生活課、人事課が連携して、「学生なんでも相談室」「就職相談」「健康相談・カウンセリング」「キャンパス・コール（電話相談）」「ハラスメント相談」の窓口を開設し、窓口情報をウェブサイトにより学生に提供している。

特に、メンタルヘルスを含む学生の健康相談に関しては、保健管理センターにおいて「キャンパス・コール（電話相談）」による初期対応を図り、情報収集を行うほか、精神科医、カウンセラー、看護師及び非常勤内科医による相談・助言を行う体制を整えている。平成 20 年度の保健管理センターの年間総受診者数は 3,483 件に及び、総カウンセリング数も 664 件に及んでいる。

また、キャリア支援センターでは、教職関係及び企業関係のキャリアアドバイザーが進路・就職相談に応じるとともに、教員採用試験のための特別講座をはじめとする各種の就職支援プログラムを実施している。保護者への就職説明会・意見交換会も開催している。さらに、ハラスメント相談員 18 人を配置し、人事課の常設相談窓口において人権侵害を含むあらゆるハラスメントの苦情・相談に対応している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該大学には、平成21年5月1日現在、留学生40人（学部20人、大学院20人）、社会人学生38人（学部0人、大学院38人、うち現職教員26人）、障害のある学生3人（学部3人、大学院0人）が在籍している。

留学生については、留学生担当教員3人と学生生活課の留学生係2人が、指導教員及びチューターと連携しながら生活支援に当たっている。例えば、来日直後の留学生に対しては、外国人登録や国民健康保険加入の手続きを補助する等、日本での生活に適応するための個別的支援を行っている。また、留学生後援会を組織して、不測の事態によって経済的困窮に陥った留学生に対する資金貸与を実施している。さらに、留学生奨学金に関する情報を提供するとともに、応募相談に対応し、申請手続きの支援を行っている。このほか、民間アパートでの居住を希望する留学生には賃貸人を紹介している。

障害のある学生については、学生担当理事を座長とする「障害のある学生の支援懇談会」を設置し、学生生活課と指導教員が連携しながら、学生のニーズに応じた生活支援を行っている。また、平成18年度より日本学生支援機構と連携して、「障害学生支援ネットワーク」拠点校として、地域の大学等からの障害学生の支援方策に関する相談を受ける体制を整備し、平成19年度には「九州地区障害学生支援担当者講習会」を全国に先駆けて実施している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

当該大学が実施している学生の経済面の援助のうち、授業料免除については、学部学生は学生委員会の、大学院学生は常任委員会の議を経て、対象者を選考している。その結果、平成20年度後期の授業料については、大学院や専攻科学生を含む全在籍学生3,067人のうち、304人が申請し、うち78人が全額、199人が半額の授業料免除を受けている。免除学生を選考に当たっては、全額免除と半額免除の割合を勘案し、より多くの学生が免除対象者となるよう配慮している。

つぎに、学生の住居費軽減のため、女子寮（収容人員496人）をキャンパス内に、男子寮（収容人員302人）をキャンパス近隣に設置している。入居者の選考は、学生委員会が定めた方針に基づき学長が行っており、平成20年5月現在、女子寮には298人、男子寮に127人が入居している。学生寮の管理運営者である学長は、寮生活の向上を図るため、寮生代表と定期的に連絡・協議し、平成19～20年度にかけて、寮生の要望を取り入れた施設改修を実施している。

このほか、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金による学生の経済的支援を行っている。このうち、日本学生支援機構奨学金については、選考基準に基づき、学生委員会において推薦する奨学生を選考している。平成20年度には、第一種、第二種及び第一・二種併用を合わせた奨学金受給者の総数は、学部学生1,428人、大学院学生79人となっている。このような学生の経済面の援助に関する情報は、入学時に配付するガイドブック『学生生活』に掲載するとともに、学生用掲示板やウェブサイトに掲載・掲載して学生に周知している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 『身体に障害のある学生の修学支援マニュアル』を作成して、障害のある学生の学修支援に組織的に取り組んでいる。
- 保護者への就職説明会・意見交換会を開催している。

**【更なる向上が期待される点】**

- 九州地区における「障害学生支援ネットワーク」拠点校としての先導的役割を担っているが、今後更に向上していくことが期待される。

**基準 8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 249,088 m<sup>2</sup>、校舎面積は 54,777 m<sup>2</sup>であり、学生収容定員（学部 2,520 人、大学院 200 人）に対応するものとして、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校地には、講義室、パソコン室、多目的CALL教室、コモンスペース等を配置した共通講義棟のほか、講義室、実験・実習室、演習室及び研究室を配置した 19 の教棟を設け、学部及び大学院の各専攻・コース等の教育課程の実現にふさわしい施設・設備を整備している。また、平成 21 年度の教職大学院の開設に伴い、教職大学院棟を新たに設けている。これらの施設に関しては、「施設有効活用規程」を制定し、有効活用を図っている。

このほかに、総席数 368 席の附属図書館や実習室 6 室を備えた情報処理センターを設けている。スポーツ・体育施設としては、体育館、2つの武道場、照明施設を備えたマルチグラウンドと総合グラウンド、多目的グラウンド、野球場、テニスコート、50m屋外プール等、充実した施設を設けている。また、学生のための福利厚生施設として学生会館、学生センターを設けている。

当該大学は、昭和 41 年に現在地に移転しており、各施設においては経年による老朽化が進行している。このため、施設整備計画に基づき長寿命化・耐震化のための改修工事を順次実施し、特に平成 18～20 年度にかけて自然科学教棟及び共通講義棟を全面改修するなどして教育環境を大きく改善している。これらの改修工事と並行して施設のバリアフリー化を推進し、建物内各所にエレベーター、自動ドア、車いす用スロープ、障害者用トイレ及び手すりを設置したほか、身障者用駐車場、点字ブロック及び点字案内板を設けている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、情報処理センターを中心に、「情報基盤整備計画」（平成 18～20 年度、平成 21～23 年度）に基づき ICT 環境の整備を進めている。基幹ネットワークは 1Gbps で構成し、各施設内では 100Mbps で構成している。対外回線は 1Gbps で接続し、他大学や他研究機関と円滑に接続できる状況にある。また、福岡県内の 3 地区（福岡、小倉及び久留米）の附属小・中学校 6 校とは 100Mbps 回線で接続している。

情報ネットワークのセキュリティ確保のため、詳細な「情報セキュリティポリシー」を制定するとともに、「情報システムに係るインシデント発生時」及び「ホームページに係るインシデント発生時」の緊急連

絡体制を整えている。

平成 21 年 4 月現在、情報処理センターの情報システムのユーザ ID 登録数は、学生、教職員合わせて約 3,900 に及び、学内 LAN に接続している端末台数は、附属学校を含め約 2,870 台に上っている。情報処理センター及び共通講義棟の 5 つのパソコン教室、多目的 CALL 教室及び技術センター製図室には、計 248 台の端末を設置し、年間 130 を超える情報関連授業や語学授業に活用している。また、大学・附属学校間遠隔授業や公開講座等への活用は、平成 21 年度後期に本格的に行うこととしている。附属図書館には文献検索用端末を 18 台設置するとともに、大画面情報掲示装置を設置して授業関連情報等を提供している。

また、携帯電話による情報検索システム「福教大キャンパス情報サイト Mobile」を整備するとともに、無線 LAN アクセスポイント「FUE FreeSpot」を計画的に整備している。情報システムの利用手続や利用方法については、ガイドブックを作成・配付して学生・教職員に周知を図っている。なお、「平成 19 年度学生生活に関する調査」によると、回答した学生の約 80% がパソコン教室の学習環境について肯定的評価をしている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学では、「施設有効活用規程」に基づき施設の活用状況を把握し、有効活用のための必要な改善策を講じることにしている。また、施設の改修を行う場合には、「教育研究共用スペース規程」に基づき、時代や学生のニーズに対応した教育研究を推進するための共用スペースを確保することにしている。個別施設の運用に当たっては、附属図書館、情報処理センター、技術センター、学生会館、学生寮、駐車場等については、利用規程等を定めて運用方針を明確にしている。学生及び教職員には、『附属図書館等の利用案内』、『情報処理センターのクイックガイド（学生用）』、『システムガイド（教職員用）』、『安全衛生・危機管理マニュアル』等を作成し配付して周知している。新入生に対しては、入学当初に配付するガイドブック『学生生活』に学内諸施設の利用方法を掲載して周知している。このほか、各施設の定期刊行物やウェブサイトでも利用方法等を周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学では、学則第 5 条に附属図書館を置くことを定め、開架閲覧室、グループ学習室、AV ルーム、戦前・戦後教科書室、子ども図書室及び 5 層書庫からなる延べ面積 4,927 m<sup>2</sup>、閲覧席総数 368 席の附属図書館を整備している。附属図書館では、平成 17 年度に「蔵書構築基本要綱」を定め、これに基づく「教育・研究用図書収書基準」を平成 18 年度に定めて、大学の目的に則した特色ある蔵書構築を進めている。特に、学生の学習を支援するため、シラバスに記載されている参考図書をすべて収蔵している。平成 21 年 5 月現在、総所蔵冊数は、516,834 冊（和書 404,144 冊、洋書 112,690 冊）で、3 分の 1 を社会科学分野が占め、うち 3 分の 2 を教育学分野が占めている。また、学術雑誌は、所蔵種類 9,222 誌、購読種類 2,202 誌、電子ジャーナルは、3,964 タイトルを数えている。電子ジャーナルのタイトル数及び利用（ダウンロード）件数が順調な伸びを見せている。さらに、貴重資料として、大型コレクション、学校教科書、海外学校教

科書を収集している。学校教科書は、明治初期から戦前・戦後にかけての貴重な教科書資料として公開している。また、AV資料として、ビデオ(588種)、DVD(944種)、LD(66種)、CD(414種)及びマイクロフィルム(126種)を系統的に収集している。さらに、「福岡教育大学学術情報リポジトリ」を構築し、学術雑誌掲載論文、プレプリント、科学研究費補助金に係る研究成果報告書、学会発表資料、紀要論文、学位論文、教育実践資料、作品画像等を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供している。附属図書館の開館時間は、平日8時30分から21時30分(長期休業中は17時まで)、土・日曜日及び祝日は10時30分から17時としている。平成20年度の入館者数は、146,938人(延べ)、貸出冊数は42,486冊(延べ)、学外入館者数は4,926人(延べ)、貸出冊数は1,328冊(延べ)となっている。なお、附属図書館の充実度に関するアンケート調査では、回答学生のうち、蔵書の整備に関しては66%、学習施設としての利便性に関しては82%が、肯定的に評価している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。



**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該大学では、教育の状況についての情報を一括管理し、データベース化するため「学生情報総合システム」を整備している。このシステムでは、学籍、履修、成績、休講・補講連絡、シラバス、掲示、メール相談等の情報を一括管理している。このシステムは、学生、教員及び事務職員が、学内ネットワーク端末を通して必要な学務情報を入力し、かつ、入力された学務情報を閲覧及び検索することが可能となっている。また、情報データベース運用委員会が「教員情報データベース」を構築・運用し、学部授業実績、卒業研究指導実績、大学院授業実績、修士論文指導実績等、個々の教員の教育活動の実態に関するデータを一元的に収集・蓄積している。このデータベースは、各教員がウェブサイト上でデータの入力・更新・管理をできるシステムとなっている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学では、教員に対して「教育成果の検証に関するアンケート調査」を実施して、その結果を教育の質の向上・改善のための基礎資料としている。また、日頃からの教授会、教務委員会、カリキュラム検討委員会及びFD委員会での審議・検討の過程で交わされる教員の意見を、教育の質の向上・改善に向けた取組に活かしている。例えば、平成21年度の学部・大学院の改組や教育課程の改善は、教授会、教務委員会、カリキュラム検討委員会及びFD委員会での教員の意見を踏まえて実施している。

事務職員に対しては、直接的な形での意見聴取は行っていないが、教育・研究推進室や学生・就職支援室等8室で構成する運営企画室の業務を通して、事務職員からの意見を、教育の質の向上・改善に向けた取組に活かしている。

学生に対する意見聴取は、学期ごとに実施する授業評価アンケートで行っている。この学生による授業評価の結果を受けて、各教員には、「自分の授業をどのように評価するか」「自分の授業をどのように改善する予定か」について、回答を求めている。このほか、毎年「学生と学長との懇談会」を開催して、学長自ら学生の意見や要望を直接聞く機会を設けている。また、学生に対しても「教育成果の検証に関するアンケート調査」を実施して、その結果を教育の質の向上・改善のための基礎資料としている。

これらのことから、教職員及び学生の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学では平成18年度に、平成14年度卒業生218人を対象に「教育の成果に関するアンケート調査」を実施している。教務委員会では、アンケート結果から、「学校教育現場の実情を知る機会の拡大」「教員になった際に有用な授業内容の充実」「実践的な学習内容の充実」等、5つの検討課題を抽出している。その後、この結果を基に、授業科目の新設、授業科目の改善、インターンシップの指導体制の改善、授業運営体制の整備等、具体的な改善を実施している。また、平成20年度には、教育実習運営委員会が中心となって教育実習協力校から意見を聴取し、「実習先からの意見等」としてまとめ、実習指導内容・方法の改善に活かしている。さらに毎年度、「福岡教育大学・宗像区小中学校合同研修会」を開催し、大学、小中学校、教育委員会から約130人の参加の下、教員養成教育の内容・方法の改善のための連携方策について意見交換を行っている。平成21年度の教職大学院の開設に当たっては、設置準備委員会に福岡県、福岡市及び北九州市の各教育委員会から委員の参加を得て、養成すべき資質・能力及びカリキュラム等に関する現場サイドの意見を踏まえて教育理念、教育方針、教育課程及びその実施体制を立案している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

当該大学では、教員は、学期半ばに実施する学生による中間授業評価の結果を学期後半の授業に反映させているとともに、学期末の授業評価アンケートの結果を基に、次学期・次年度の授業改善方針を立てるなど、継続して授業改善に取り組んでいる。教員は、授業改善の成果を、ファカルティ・ディベロップメント研究報告書『教員養成大学としての教育のあり方』に公表している。さらに教員は、毎年度少なくとも1回、「講座・センター内授業研修」に参加している。この研修では、数人の教員が他の教員が行う授業を参観した後、教員同士で意見交換会を行うことによって、参観者が自らの授業改善の手がかりを得る一方、授業を行った教員も参観者の意見から示唆を得るという相互啓発・相互研鑽の機会としている。この研修の結果は、『講座・センター内授業研修実施報告書』として、FD委員会委員長（教育学部長）に提出され、FD委員会が作成する報告書の資料として利用されている。なお、ウェブサイトにて公開している「教員総覧2009」では、教育活動の項に「授業における創意・工夫」の項を設けて、各教員の取組状況を公表している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの教育の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的に改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）事業の基本方針の策定及び企画・実施に取り組むために、教育学部長を委員長とするFD委員会を設置している。同委員会では、附属教育実践総合センター及び講座・センターと連携して、授業評価及び各種FD研修会を実施するとともに、FD活動によって得られたデータを「教務関係委員会連絡会議」に集約し、教育内容・方法の改善に活かす取組を行っている。FD活動としては、新任教員等FD研修会、全学公開授業、講座・センター

内授業研修、教材作成支援講習会を実施している。教材作成支援講習会は、教員ニーズ調査を行った上で講習内容を決定し、外部インストラクターによる講習会として実施している。学期末の学生による授業評価の結果によると、6割を超える学生が「総合的に、この授業に満足した」と評価しており、FD活動が授業改善に結びついていると認められる。なお、ウェブサイトに掲載している「教員総覧2009」では、教育活動の項に「FDへの参加状況」の項を設けて、各教員の取組状況を公表している。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

当該大学では、教務・学生支援関係事務職員の資質の向上を図るために、日本学生支援機構が主催する九州地区学生指導研修会、留学生担当者研修会、教務事務研修会、全国学生指導研修会、厚生補導事務研修会等、様々な研修に参加の機会を設けている。また、毎年度、教員と事務職員が同じテーマの下で討議・意見交換を行い、学生指導及び学生支援業務の充実を図る「学生支援研究会」を開催している。さらに、平成21年度からは、事務職員が学部授業（教職科目）を聴講する制度を設け、これをスタッフ・ディベロップメント（SD）の一環として位置付けていく試みをスタートさせている。教育補助者のうち、TAについては、採用時にガイダンスを行っている。また、聴覚障害学生のためのノートテイクの資質向上のため、ノートテイク講座及びパソコン要約筆記講習会を開催している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 「福岡教育大学・宗像区小中学校合同研修会」を開催し、大学、小中学校、教育委員会から約130人の参加の下、教員養成教育の内容・方法の改善のための連携方策について意見交換を行っている。
- 事務職員の資質向上のため、学部授業（教職科目）を聴講する制度を実施している。

**基準 10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 29,426,536 千円、流動資産 1,619,572 千円であり、資産合計 31,046,108 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,110,628 千円、流動負債 1,697,765 千円であり、負債合計 3,808,393 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,713,923 千円、経常収益

5,817,834千円、経常利益103,911千円、当期総利益100,374千円であり、貸借対照表における利益剰余金273,985千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、役員会が経営協議会の議を経て決定している。予算配分においては、講座及び教員等の教育研究活動に必要な経費を最優先して確保することとしている。

また、教育研究施設・設備の整備に際しては、学内関係者に対するヒアリングを実施し、優先順位をつけて重点的かつ効果的に予算を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、法人の監事監査要綱及び同実施基準に基づいて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が内部監査要項に基づき監査計画を策定し、実施している。

また、会計監査人の当該年度監査計画提出時に、監事、監査室長との意見交換会を行い、さらに、会計監査人の監査結果については、監事、監査室長に報告が行われている。監事監査と内部監査については、監事と監査室で合議の上、それぞれの監査計画を作成している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。



**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学では、国立大学法人法に基づき、学長、理事3人及び監事2人を役員として置いているほか、法人の意志決定機関として学長及び理事3人で構成する役員会を置いている。法人の経営に関する重要事項を審議する機関として学内者5人、学外者5人で構成する経営協議会を、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として学内者32人で構成する教育研究評議会を設置している。また、学長、理事3人、教育学部長、大学院教育学研究科長、附属図書館長、附属学校部長、学長特別補佐4人及び事務局長で構成し、管理運営の基本的方針等に関する重要事項を協議する学長補佐会議を設置している。企画推進室、教育・研究推進室、入学試験改善室等、担当理事が室長を務める8つの運営企画室では、教員と事務職員（課長及び課長補佐等）が一体となって業務運営及び教育研究に関する企画・立案に当たっている。

事務組織としての事務局には、学長の指揮監督を受ける事務局長の下、総務課、企画課、人事課、附属学校課、財務課、環境マネジメント課、教務課、学生生活課、入試課、図書館課、情報処理室からなる10課1室を置き、常勤職員118人、非常勤職員65人を配置している。

危機管理体制については、安全衛生委員会を設置するとともに、毎年度「安全衛生実施計画」を策定して、定期的な構内巡視による危険箇所の調査・点検及び危険防止の措置を実施している。さらに、『安全衛生・危機管理マニュアル』『化学薬品管理マニュアル』を整備している。公的研究費の不正使用防止のために「公的研究費の適正管理に関する規程」を定め、公的研究費不正防止計画推進室を設置するとともに、『研究費使用ハンドブック』を作成し全教員に配付している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学では、理事3人の職務を、企画・教育研究、総務・財務・国際交流、学生・社会連携に区分して、任務を明確化している。また、評価、入試、情報、教職大学院に関する業務について、各担当の学長特別補佐4人を置いている。業務運営及び教育研究の企画・立案を担当する8つの運営企画室の長には、担当の理事を充てるとともに、評価、入試、情報に関する全学委員会の長にも、担当の学長特別補佐を充



て、大学運営全体に学長のリーダーシップが発揮できる体制をとっている。さらに教育組織の長として、教育学部長と大学院教育学研究科長を置くとともに、部局の長として附属図書館長、附属学校部長並びに事務局長を置く体制をとっている。その上で、学長が議長となり、理事を含む全役職者で構成する学長補佐会議を設置して、管理運営の基本的方針等に関する重要事項を協議する体制をとっている。8つの運営企画室や全学委員会で企画・立案された議案は、この学長補佐会議で検討の上、経営協議会及び教育研究評議会の審議に付し、役員会の議を経て学長が決定している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

当該大学では、授業評価アンケートや全学生を対象に4年ごとに実施する「学生生活に関する調査」で、学生のニーズを把握している。また、毎年度「学長と学生との懇談会」を開催して学生のニーズを把握している。懇談会で出された学生からの要望事項は『学園だより』に掲載し、その後の取組状況を学生に伝えている。学生のニーズにこたえ、平成18～20年度にかけて、自然科学教棟及び共通講義棟を全面改修し、各教棟、サークル棟及び学生寮を計画的に改修して学習環境等の改善を進めている。

教職員のニーズについては、教授会、運営企画室会議、各種委員会、事務協議会等での審議・検討の過程で把握しているほか、平成18年度に実施した「運営組織の見直しに関するアンケート調査」でも、ニーズを把握し、その結果を管理運営の改善に活かしている。

学外関係者のニーズについては、平成21年度の教職大学院の開設に当たり、設置準備委員会に福岡県、福岡市及び北九州市の各教育委員会から委員の参加を得て、養成すべき資質・能力及びカリキュラム等に関する現場サイドの意見を踏まえて教育理念、教育方針、教育課程及びその実施体制を立案している。また、経営協議会で出された学外委員からの意見には、積極的に対応するよう努めている。さらに、同窓会に置かれた大学支援委員会委員との懇談会を開催し、大学の課題について支援委員会から出された意見を、管理運営の改善に活かしている。また、平成20年度には長崎、広島、宮崎の3県で保護者説明会を開催し、大学や学生の現状を保護者に伝え、そこで出された意見や要望を、管理運営の改善に活かしている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、国立大学法人法に基づき監事2人を置き、監事監査について「監事監査要綱」及び「監事監査実施基準」を制定している。監事は、毎事業年度初めに監査計画を策定して学長に提出し、これに基づき当該年度の業務監査と会計監査を実施している。平成20年度の業務監査においては、今後の重要課題への対応、教員免許状更新講習への取組、学生への就学支援等、幅広く監査事項を立てている。業務監査に当たって、監事は役員会、学長補佐会議等に陪席し、業務の実施状況、重要文書の内容、諸会議の実施状況等を調査するとともに、書面調査及び関係者へのヒアリング等を実施している。また、会計監査に当たって、監事は会計監査人から報告を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書について検討を加え、監査報告を作成している。監事監査の結果は、毎年度末に監事が学長に報告するほか、文部科学大臣に監事意見書を提出している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学では、中期目標に基づき、職員の資質向上に取り組むため「事務系職員研修基本方針」を策定している。この研修基本方針では、「豊かな人間性と法人職員としての使命感・倫理観の高揚を図る」、「業務に必要なスキルの修得、職務遂行の能力を開発する」等、8項目の基本方針を立てている。これに基づき「事務系職員研修基本計画」を立て、年度ごとの重点事項を設定して研修プログラムを立案し、実施に移している。具体的には、新人職員研修、中堅職員を対象とするキャリアディベロップメント研修、係長や専門職員を対象とするチーフリーダー研修等の職能・能力開発研修のほか、安全衛生研修、ハラスメント防止等のリスクマネジメント研修を実施している。職能・能力開発研修では、学長や理事も講師を務めている。

これら学内研修のほかに、人事院九州地区中堅職員研修、人事院九州地区係長研修等の職能・能力開発研修、メンタルヘルスセミナー等のリスクマネジメント研修、九州地区国立学校会計事務研修等の学外派遣研修にも参加して資質向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学では、管理運営に関する基本方針を、中期目標に「自主的・自律的な教育研究の発展のために、トップ・マネジメントとボトム・アップの調和のとれた、機動的かつ民主的な大学運営体制の確立を図る」と掲げている。この方針を踏まえ、「運営規則」において、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、学長補佐会議、教授会、運営企画室、運営部、委員会からなる管理運営体制を定めている。これに基づき、各組織の任務や構成、構成員の選考方法や任期に係る規程等を整備している。また、管理運営に関わる学長、理事、教育学部長、大学院教育研究科長、附属図書館長、附属学校部長及び学長特別補佐の職務権限及び選考方針・選考方法等についても、各関係規程において明文化している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学では、大学の目的、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績に加え、シラバス、教育研究プロジェクト、教員の教育研究活動、その他教育研究活動に関するデータを収集・蓄積し、ウェブサイトに掲載している。また「学生情報総合システム」により、学生の学籍、履修、成績、就職、ボランティア活動等に関する情報を一元的に管理し、教職員に提供している。さらに業務運営に関しては、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、各種委員会の議事要旨のほか、学内諸規程や法人内部で周知が必要なデータ・情報については学内電子掲示板に掲載し、教職員が常時活用できる状態にしている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該大学では、平成 17 年度に「点検・評価規程」を制定し、「自己点検・評価並びに外部評価及び第三者評価に係る本学が行う点検・評価は学長が行う」ことを定めている。その上で、学長特別補佐（評価担当）を委員長とする大学評価実施委員会（分野ごとに選出された教員 12 人、附属学校代表者 1 人及び評価担当事務職員 2 人で構成）を置き、学長は自己点検・評価等の企画、立案及び実施に関する任務を委員会に委任することを定めている。

当該大学では、既に平成 13 年度に自己点検・評価を実施し、平成 14 年度にはその外部評価を受け、それらの結果を公表している。さらに平成 19 年度に「研究水準・成果に関する自己点検」を実施し、その結果をウェブサイトに公表している。

また、平成 17 年度には、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の受審を想定して、自己点検・評価の作業を行ったが、従来の自己点検評価作業は、その後国立大学法人評価への対応に移行した。

これらのことから、当該大学では大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該大学では、自己点検・評価結果の検証のため、平成 13 年度に実施した自己点検・評価について、平成 14 年度に外部評価を実施し、その結果を『外部評価報告書』として学内外に公表している。

このことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

当該大学では、平成 17 年度に制定した「点検・評価規程」に、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づき、改善にどのように取り組むのかを定めている。それによると、①学長が大学評価実施委員会に、改善すべき事項と改善方策の取りまとめを委任する、②これに基づき、大学評価実施委員会は、改善事項に係る組織の長に改善策の提出を依頼する、③大学評価実施委員会は、組織の長から提出された改善策を取りまとめ学長に報告する、④学長は、この報告に基づき改善策を決定し、当該組織の長に改善策の実施を指示する、⑤大学評価実施委員会は、改善の実施状況を検証し学長に報告する、⑥学長は、この報告に基づき改善が認められない場合には改善の進展を図るために必要な措置を講ずる、としている。

当該大学では、平成 13 年度に実施した自己点検・評価について平成 14 年度に外部評価を実施するとともに、平成 14～15 年度にかけて大学評価・学位授与機構による分野別及び全学テーマ別の試行的評価を受けており、これらの評価結果はその後の改善の取組に活かされている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

## 福岡教育大学

当該大学では、広報誌『Joyama 通信』を刊行し、大学活動の状況を、講座紹介、授業紹介、サークル紹介、施設紹介等とともに、紙媒体と電子媒体（ウェブサイト）でわかりやすく社会に伝えている。また、ウェブサイトにも「教育・研究の紹介」の項を中心に、教育組織ごとの教育活動の状況、講座ごとの研究活動の状況、研究プロジェクト等の成果等を発信している。個々の教員の教育研究活動に関する情報や研究成果に関する情報は、ウェブサイトに「教員総覧 2009」として発信している。また、受験生向けの大学案内にも、教育研究活動の様子がわかりやすく掲載されている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

### 【改善を要する点】

- 自己点検・評価の継続的な実施が必要である。

## <参 考>





## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 福岡教育大学

(2) 所在地 福岡県宗像市

#### (3) 学部等の構成

学 部：教育学部

研究科：教育学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

関連施設：附属図書館、附属教育実践総合センター、  
附属特別支援教育センター、附属体育研究センター、  
保健管理センター、情報処理センター、  
技術センター、附属学校(3校種, 7校)

#### (4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部2,866人, 大学院186人, 専攻科30人

専任教員数：204人

### 2 特徴

#### (1) 沿革

九州地区で唯一の教員養成系単科大学である福岡教育大学（以下、本自己評価書において「本学」という。）の起源は、明治6年に「学科取調所」が置かれ、次いで同9年に「福岡師範学校」が開設されたことにさかのぼる。以来130余年にも及ぶ歴史のなか、幾多の変遷を経て、昭和24年には新制大学「福岡学芸大学」が発足し、昭和41年に名称を「福岡教育大学」と改め、さらに平成16年には「国立大学法人福岡教育大学」（以下、本自己評価書において「法人」という。）を設置し、現在に至っている。本学は、こうした長きにわたる歴史のなかで、一貫して教員養成をその使命とし、優れた教員を数多く輩出することを通して、教育界の発展に大きく貢献してきた。こうした歴史と伝統を継承しつつ、さらに教育のフロンティアを拓くため、教育委員会及び学校現場等と積極的に連携しながら、「あるべき教師像」を絶えず主体的に探求しているところである。

#### (2) 教育理念

21世紀の日本社会は、少子・高齢化、情報化、国際化等、時代を取り巻く激しい潮流のなかで、その針路を見極めることが困難な状況にあり、子ども・学校・教育などをめぐる現代的諸課題は、ますます多様化・複雑化している。本学としては、こうした困難な諸課題に積極的に対応するため、豊かな教養と学問に根ざした専門的な知識を持ち実践力のある教育者の養成を目指している。また、そのために、地域の広大なフィールドをキャンパ

スと位置づけ、「学生ボランティア支援システム」等を通じて学生がフィールドに存在する様々な「ひと・もの・こと」に触れる機会を創出することにより、社会感覚に富み視野の広い人間を育てることに重点を置いている。

#### (3) 教育組織の構成

教育学部においては、学校教員を養成する学校教育3課程（初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程）及び生涯教育の担い手を養成する生涯教育3課程（共生社会教育課程、環境情報教育課程及び生涯スポーツ芸術課程）を設置している。さらに、大学院教育学研究科では、教育に関する学術を創出・発展させる能力や、教育実践の水準を向上させる高度な専門的能力を持つ人材の養成に取り組んでいる。

#### (4) 教育改革

教員養成機能を強化する観点から、次の①②③を一体とする全学的教育改革を平成21年4月に実行に移した。

##### ① 教育学部の改組

新学習指導要領の実施及び教員需要の増加等に対応するため、殊に初等教育教員養成課程に主眼を置きつつ教育組織の改組を実施し、「英語選修」、「技術ものづくり選修」及び「生活・総合選修」の開設等を実施するとともに、生涯教育3課程から教員養成3課程に学生定員を55名移動した。

##### ② 大学院教育学研究科における修士課程の改組

特定分野に関する深い学術的知見や最新の研究技法を修得し、学校における専門領域リーダーとなる教員の養成を目的としつつ、同時に広い視野と深い教養を修得させるべく、学問領域間の垣根を低くし学際的相互作用を活性化させた教育体制として、従来の12専攻を「教育科学専攻」に集約し、14コースをもって構成することとした。

##### ③ 専門職学位課程としての教職大学院の開設

教職としての高度の実践力・応用力を教育現場で発揮でき、新しい学校づくりのホープあるいはスクールリーダーとなる教員を養成するため、大学院教育学研究科の改組に伴い専門職学位課程である教職大学院（教職実践専攻）を開設し、教育実践力開発コース、生徒指導・教育相談リーダーコース及び学校運営リーダーコースを配置することとした。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 大学の目的

本学は、「学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もって有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする」（福岡教育大学学則第2条）ものとし、さらに、本学大学院は、「学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する学問を創出・展開する研究能力を養い、初等・中等学校の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする」（福岡教育大学大学院規程第1条）ものである。この目的を踏まえて、国立大学法人法に基づく第1期中期目標・中期計画（以下、本自己評価書において「中期目標・中期計画」という。）は、その前文において「今日、社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中、子どもの健やかな成長と学びを支えるために学校教育を中心とした地域社会全体の教育力を高めること、及びこのことに関わっている教員・社会人・保護者等に生涯にわたって学習の機会を提供することは、地域とともにある福岡教育大学が果たすべき社会的使命である。（改行）福岡教育大学は、この使命を自覚し、教育に関する教育研究を総合的に行う九州地区の拠点大学として、これからの学校教育を率先して導くことができる有為な教員の養成と現職教員の継続学習の充実に加えて、多様な生涯学習機会を創出できる人材の養成に取り組むことを目的にする」と謳ったうえで、この目的を達成するための「大学の基本的な目標」として、次の6事項を掲げている。

- (1) 現代社会に生起する教育的諸問題の解決に寄与する研究を推進する。
- (2) 多様な専門分野の研究成果をふまえつつ、教育実践を重視した教育を行う。
- (3) 教育研究において附属学校園との連携・協力を強化する。
- (4) 現職教員の専門的能力の向上に寄与する。
- (5) 教育分野を中心に、生涯学習に関する教育研究を推進する。
- (6) 長い歴史と伝統の中で培われた教育研究に関する諸成果を積極的に地域社会に還元する。

### 2 大学の目的及び基本的な目標を達成するための教育目標

#### (1) 大学の教育目標

大学の目的及び基本的な目標を達成するため、まず大学の教育目標について、教育組織を構成する教育学部（学校教育3課程及び生涯教育3課程）及び大学院教育学研究科のそれぞれにおいて養成する人材像を明示しつつ、次のように定めている。

- ① 学校教育3課程は、時代や状況が要請する学校教育の諸課題に対処しつつ、将来にわたって学校教育を担うことができる、豊かな教養、教科の幅広い知識技能、高い専門能力、確かな実践的力量を併せ持った、個性豊かな教員の養成を目指す。
- ② 生涯教育3課程は、現代社会における地域的または国際的な諸課題に対処できる幅広い教養、専門的能力を併せ持ち、地域文化の向上や国際交流に指導的役割を果たすことができる、広義の教育者たる人材の養成を目指す。
- ③ 教育学研究科は、教育に関する学術を研究創出しうる能力と、教育実践の水準を向上させる高度な専門的能力を持つ人材の養成に努めることによって、地域およびわが国の教育・研究の向上発展を目指すとともに、教育・研究の国際化を図る。

#### (2) 教育学部及び大学院教育学研究科における具体的教育目標

教育学部及び大学院教育学研究科のそれぞれにおける教育目標について、上記の大学の教育目標に基づき、かつ養成すべき具体的な資質・能力を明示しつつ、次のように定めている。

① 教育学部・大学院教育学研究科共通

1. 自主的判断, 総合的判断ができるような多角的見方を育てる。
2. 時代や状況の変化に主体的に対応することによって, 事象や情報の中にある課題を自ら発見し, その課題を総合的に解決できる能力を育てる。
3. 豊かな人間性を育てる。
4. 人権に根ざした社会的優しさとそれを実行する勇気を育てる。
5. 国際化に対応したコミュニケーション能力や自己表現力を育てる。
6. 情報技術が十分に活用できる能力を育てる。

② 教育学部

[学校教育3課程]

1. 幼児・児童・生徒に深い理解と愛情を持った教員を養成する。
2. 教科内容に関する幅広い知識を持ち, その教育方法に関する柔軟な思考力を持った教員を養成する。
3. 多様に展開される教育活動を積極的に担うことができる教員を養成する。
4. 学校教育が抱える諸問題を解決することができる実践力を持つ教員を養成する。
5. 得意分野を持った教員を養成する。
6. 普通学校, 特別支援学校のいずれにおいても特別支援教育に積極的に取り組むことができる教員を養成する。
7. 学校, および関連諸機関との連携を密にした教員を養成する。

[生涯教育3課程]

1. 国際理解, 情報, 環境, 福祉, 芸術, スポーツ等の諸課題に主体的に関わり, 地域社会や国際社会で指導的役割を果たすことができる人材を養成する。
2. 上記の諸課題を解決することができる, 実践力を持つ人材を養成する。
3. 学校教育の中で, 上記の諸課題に関する教育を中心的に担える人材を養成する。
4. 関連諸機関との連携を密にした人材を養成する。

③ 大学院教育学研究科

1. 学校教育3課程の具体的目標をさらに深めるために, 現職教員のリカレント教育やリフレッシュ教育に積極的に取り組む。
2. 現代社会が抱える諸問題に関する専門的知識の学習を深め, その教育実践力を高めるために, 現職教員や社会人の研修に積極的に取り組む。
3. 教育・研究面の国際化を図るために, 外国人留学生を積極的に受け入れる。
4. 関連諸機関との連携を密にする。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準 1 大学の目的

本学の目的として、学校教育法第 83 条等の規定に則し、教育研究及びこれに基づく教育者養成等を学則において明文化している。そのうえで、この目的を具体化するための使命、目標及び達成しようとする成果等を中期目標・中期計画において定めるとともに、教育学部を構成する学校教育 3 課程及び生涯教育 3 課程のそれぞれにおいて養成しようとする人材像を明確にしつつ教育目標を定めている。

本学大学院の目的に関しては、学校教育法第 99 条等の規定に則し、学校教育に関する研究能力及び教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力の養成に重点を置き大学院規程において明文化している。そのうえで、大学院教育学研究科を構成する修士課程教育科学専攻及び専門職学位課程である教職実践専攻（教職大学院）のそれぞれにおいて養成しようとする人材像を明確にしつつ教育目的を定めている。

以上の目的等について、大学構成員に対しては、各種冊子、電子媒体及び新入生オリエンテーション等により周知している。また、関係法令に基づくホームページ上での公開に加え、オープンキャンパスその他大学行事等の様々な機会を積極的に活用して、各種大学刊行物を広く本学志願者、教育関係者及びその他の学外者に配布し、社会への公表を促進している。

#### 基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の教育研究目的を達成するため、教育学部において学校教員を養成する「学校教育 3 課程」及び「生涯教育 3 課程」を設置するとともに、教育研究組織として講座を設置し、各課程における教育に責任を負う体制をとっている。

学際的・総合的な教養教育プログラムを運用するため、各学問分野から選出した教員で構成する教養教育委員会を設置し、本学の教養教育の目的に照らして教養教育の理念、授業実施及び運営組織等に関して企画・立案している。また、教養科目担当者会議を設置し、教育目的との整合性を検証しつつ、授業内容の改善等に向けた取組を行っている。

大学院の教育研究目的を達成するため、平成 21 年度には教育学研究科を改組し、(1) 修士課程として「特定分野に関する深い学術的知見や最新の研究技法を身につけた、学校における専門領域リーダー」となる教員を養成する「教育科学専攻」、(2) 専門職学位課程として「教職としての高度の実践力・応用力を教育実践の場で発揮できる、新しい学校づくりのホープやスクールリーダー」となる教員を養成する「教職実践専攻」（教職大学院）を設置した。

特別支援教育特別専攻科（特別支援教育専攻）を設置しており、教員及び授業科目の両面において、今日の特別支援教育における多様な教育ニーズへの対応が可能な学校教員を養成しうる構成となっている。

附属教育実践総合センター等を設置し、教育研究の活性化等を目的として多様な事業を展開しているほか、3 校種 7 校の附属学校は、(1) 教育実習校としての実習教育、(2) 地域のリーダー的・モデル的学校として先進的な教育実践研究の推進及びその成果の還元、(3) 大学教員との共同研究の推進及びその成果の公表を行っている。

「学部教授会」及び「研究科教授会」を設置し、(1) 教育課程、(2) 学生の入学、卒業・修了等及び学位授与、(3) 教員の人事、(4) 講座等への研究教育予算配分、(5) その他教育研究に関する重要事項を審議している。

学部教授会の下に教務委員会、カリキュラム検討委員会、教養教育委員会及び教育実習運営委員会を、研究科教授会の下に置く常任委員会のなかに教務部会を、それぞれ設け、教育課程及び教育方法等の立案・検討を行っている。

### 基準3 教員及び教育支援者

定員管理方針及び教員定員運用方針等に則し、教員の所属及び教育研究の基本単位として多様な学問分野からなる講座及びセンターを編制・運用し、これらが分担かつ連携して教育研究活動に当たる責任体制を構築している。

教育学部は、教育系の学士課程としての目的を達成するため、大学設置基準に定める必要専任教員数及び教育職員免許法上の専任教員数を充足している。教務委員会の定義に基づき認定した主要授業科目については、担当する専任の教授及び准教授を計画的に採用・配置しており、当該担当率は、適切なものである。

教育学研究科教育科学専攻は、大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助員数を充足しており、教育系の大学院課程としての目的に照らし必要な専任教員を確保している。

教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)は、専門職大学院設置基準に定める専任教員数を充足しており、教育系の専門職学位課程としての目的に照らし必要な専任教員を確保している。

広く公募によって教員を採用し、女性教員の割合を高水準において維持していることに加え、教職経験者の積極的な採用を行っている。教員組織の活性化のためサバティカル制度等も実施している。

法人所定の審査基準及び審査組織に基づき、教育上の指導能力を評価して学士課程担当教員の採用・昇任人事を行っており、大学院課程担当教員の選考において教育研究上の指導能力を評価する際も同様である。また、専門職学位課程の開設準備手続においても、同様に教員候補者の教育上の指導能力を評価した。

学生による授業評価アンケートでは、学期末授業評価に加えて、中間授業評価の結果を進行中の授業に反映させて改善をするとともに、学期末授業評価結果を各教員にフィードバックして授業改善方針の提示を求め、組織的に授業改善に取り組んでいる。

教員は、教育内容に関連する研究を行っており、この点に関し社会に対する説明責任を果たすため、「福岡教育大学教員総覧2009」等をホームページ上に掲載している。また、学内研究プロジェクトの成果を反映した授業科目を開設する等、研究活動を組織的かつ積極的に教育内容と関連づけている。

教育課程を遂行するために必要な教育支援組織として教務課を置き、事務分掌に応じて各係及び係員を配置し、きめ細かな教育支援を行っている。また、TAを教育補助者として配置し、受講生によって有効活用されている。

### 基準4 学生の受入

学士課程、大学院課程、専門職学位課程及び専攻科において、専攻・コース・選修等の募集単位ごとに(1)教育目的、(2)教育内容、(3)修学上必要となる能力・資質、(4)入学者選抜の方法、(5)求める学生像を盛り込んだアドミッション・ポリシーを定めて、学内において教授会等で周知するとともに、学外に対しては、学生募集要項、ホームページ及びオープンキャンパス等により公表している。

「入学者の選抜は、本学、各課程、各募集単位の『入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)』を総合的に踏まえて実施する」との方針を明文化したうえで、学士課程、大学院課程、専門職学位課程及び専攻科のそれぞれにおいて、募集単位及び試験区分に応じて多様な選抜方法を採用しており、これらは、求める学生像等に則して能力・資質を評価しうるものとして実質的に機能している。

留学生、社会人及び現職教員の受入に関して、学士課程、大学院課程、専門職学位課程又は専攻科においてアドミッション・ポリシーを策定し、専門職学位課程では現職教員を対象として教育実践報告書等の内容を評価し選抜を実施する等、それぞれの募集単位及び入試区分に応じて適切な選抜方法を導入している。

入学者選抜の実施体制を整備し、(1)学長を責任者とする管理機構として実施本部及び試験場本部を置き、(2)実施機構として(a)入学試験実施委員会、(b)入学資格審査会議、(c)入学試験実施担当者会議、(d)合格候補者選考準備会議を設置している。特に(c)における事務処理に関し各種マニュアル等の整備を推進し、入学試験業

務の一層の厳正化を図っている。

入学試験改善室を設置し、入学試験に関する方針を立案するとともに、学生の受入とアドミッション・ポリシーとの適合性を検証するため新入生へのアンケート調査等を実施しており、その結果も踏まえつつ、入学者選抜方法の改善のために「入学者選抜方法に関するガイドライン」を平成20年度に改定した。

(1)学士課程、(2)修士課程、(3)専門職学位課程、(4)専攻科における定員充足率は、(1)(2)の個別の募集単位及び(4)の平成17年度及び18年度における例外はあるものの、基本的に適正な範囲にある。また、定員充足のため、オープンキャンパス及び入学試験説明会等を開催するほか、入学試験の複数回実施等に取り組んでいる。

## 基準5 教育内容及び方法

### 〔学士課程〕

教養教育科目並びに学校教育3課程及び生涯学習3課程の専門教育科目については、大学の教育目的、各課程の専攻・コース・選修の教育目標及び授与する学位に照らして、適切でバランスのとれた配置となっている。また、専門科目のコースツリー等を作成し、教育課程の体系的・系統的を検証しつつ履修指導に用いている。

学生の多様な学習ニーズ及び社会からの要請に応えるため、(1)初年次教育科目の開設、(2)キャリア教育科目の開設、(3)教育実習の指導体制のさらなる充実、(4)インターシップ科目の開設等を行っている。また、各種教育研究プロジェクト等の成果を教育内容に反映させている。

履修科目登録単位数の上限設定、GPA、授業時間外学習の必要性等を学生に周知しており、単位の実質化に向けて学生の意識向上の傾向が見られる。

教育の目的に照らし、かつ各課程・専攻・コース・選修の特性に即し、授業をその形態の組み合わせ及びバランスに配慮して開設している。また、授業内容・方法に応じて、TA及び現職教員等の採用、ディベート型・フィールド型授業の実施等、さまざまな学習指導法の工夫を行っている。

教育課程編成方針を踏まえた「シラバス記入要領」に従ってシラバスを作成・周知し、その記載内容等については、講座ごとに開催する「教育内容・方法に関する検討会」において改善を進めている。そのため、シラバスについては、その有用性に対する学生の評価が大幅に向上し、有効活用しうるものとなっている。

自主学习への配慮として、教室・研究室等の開放及び附属図書館における学習スペースの確保等の対応を行っている。基礎学力不足の学生への配慮として、GPA値等が基準を下回り成績不振と判定された学生に対する個別の履修指導等を実施している。

成績評価、単位認定及び卒業認定については、各基準・方法を学生に周知したうえで適切に実施している。

成績評価等の正確さは、シラバスにおける成績評価方法・基準の記載により担保しており、成績評価に対する学生の異議申し立て方法についても、学生に周知を図っている。

### 〔大学院課程〕

教育の目的及び授与する学位（教育学）に照らして、旧12専攻及び現14コースにおいて教育目的及び教育課程編成方針を策定し、これに基づき体系的・系統的に授業科目を開設し、修士学位論文の作成に結びつけている。

授業科目の昼夜開講制等により、多様な学習ニーズに対応している。さらに、高い実践力をもつ教員を養成し、かつ学校教育の現況及びこれに関する最新の研究成果等を教育内容に反映させるため、地域の学校等と連携した授業を実施している。

シラバス及び授業等により自学自習の必要性及びオフィスアワーについて周知し、オフィスアワーの教育効果を上げるための方策も検討・実施しており、単位の実質化につながっている。



教育学研究科の教育目的に照らし、かつ各専攻の特性に応じて、講義・演習・実習の組み合わせやバランスを考慮した授業の開講を行っている。授業方法に関しては、フィールド型又は対話・討論型の採用及び情報機器の活用等、多様な学習指導法の工夫を行っている。

授業の目標・概要・計画等を盛り込んでシラバスを作成しており、その内容は、おおむね教育課程編成方針と適合している。また、授業評価アンケートの結果は、シラバスが有効に活用されていることを示している。

教育方法の特例として、夜間開講等を実施しており、平日の夜間に授業時間枠を時間割に設定するほか、時間割外においても、教育上特別の必要があると認めるときに授業を開講している。

研究指導においては、各コース等の単位で「修士論文研究に関する指導指針」を策定し、計画的・組織的な指導を行っている。また、複数教員指導体制をとり、2年次に研究指導用必修科目「課題研究」を開設している。

成績評価、単位認定及び修了認定については、各基準・方法を明文化し学生に周知したうえで適切に実施している。

学位論文に係る評価方法、審査基準及び審査体制については、組織として規程等に明文化し、学生に周知している。審査体制についても、教授会が審査委員を決定し審査等を委嘱することとなっており、適切なものである。

成績評価等の正確さは、シラバスにおける成績評価方法・基準の記載により担保しており、成績評価に対する異議申し立て方法についても、学生に対し周知を図っている。

#### 〔専門職学位課程〕

共通科目、コース別科目及び実習科目を置き、各コースの教育目的及び授与する学位に照らして、教育課程を体系的に編成している。

教育課程及び各開設授業科目は、本学学士課程の卒業生等のニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向及び社会からの要請等に配慮したものとなっている。

単位の実質化に向けて、独自に「履修ガイドブック」を作成し、「授業時間外の学習」及び「オフィスアワー」について明記するとともに、授業科目ごとの到達目標と評価の判断基準を詳細に記載することにより、学生がこれらを準則として主体的な学習を行うことができるようにしている。

教育界の期待に応じて教育現場のニーズに即応できる人材を養成するため、実習科目を重点化し、専攻独自に詳細な「実習基本計画」を策定している。

教育目的に照らしつつ、特に演習及び実習に重きを置き、ワークショップ及びフィールドワーク等のさまざまな学習指導法を組み合わせる等の工夫をしている。

シラバスについては、ホームページ上で公開するとともに、教育課程の編成の趣旨を盛り込んだ「履修ガイドブック」にも掲載しており、有効に活用できるものとなっている。

成績評価、単位認定及び修了認定については、それぞれの基準・方法を詳細に明文化したうえで「履修ガイドブック」に記載して学生に周知しており、適切に実施するための十分な体制を構築している。

成績評価等の正確さは、シラバスにおける成績評価方法・基準の詳細な記載により担保している。

#### 基準6 教育の成果

学生が身に付けるべき学力、資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして、教育成果の達成状況について検証・評価するため、(1)学部の教務委員会による在学学生、教員及び卒業生を対象としたアンケート調査、(2)大学院常任委員会等による教育成果その他の項目の調査等を実施した。

卒業率及び修了率は、90%以上の高水準で推移しており、単位修得率も高い。特にGPA制度を導入している

学士課程では、制度導入時に比して GPA 値が経年的に上昇傾向にあるとともに、成績不振と認定した学生についても、指導教員による履修指導により GPA 値が上昇している。さらに、多くの学生が複数の教育職員免許状を取得しており、同免許状の取得に必要な学士課程3年次の教育実習については、毎年度95%以上の学生が当該要件を充足し実習に参加している。

学士課程及び大学院課程の授業科目を対象として毎学期末に受講生による授業評価並びに学習達成度に関するアンケート調査を実施し、また、中間授業評価の結果を活用して学期半ばでの授業改善を実践しており、授業における学生の達成度及び満足度は、おおむね良好な水準を示している。

学士課程の学校教育3課程及び大学院課程においては、教員就職者が半数に及ぶとともに、教員採用試験における出願者及び合格者は、福岡県内を中心に九州地区全体にわたり、かつ増加傾向にある。大学院課程の現職教員学生は、修了後は教育界において指導的立場に就いている。また、生涯教育3課程を含む学士課程全体では、公務員及び企業（教育関連職を含む）を中心に就職率全体が向上しており、これらの点から教育の目的に照らしてその成果が上がっているといえる。

教育委員会等から幅広く意見を聴取し、学校教員等として求められる人材像を模索しており、その結果、卒業・修了生は、教員としての授業力並びに児童・生徒への理解及び洞察力等が優れているとして、教育界において良好な評価を得ている。また、企業就職者についても、専門分野の知識及び仕事に対する責任感等の面において受入企業から良好な評価を得ており、これらの点から教育の成果が上がっているといえる。

## 基準7 学生支援等

学生に対しては、入学式直後から学年進行に対応して全学単位及び専攻・コース・選修単位で授業科目の履修等に関するガイダンスを行っている。また、教育実習に備えて大学での事前指導及び附属学校でのガイダンスを実施している。

学習支援へのニーズに関しては、アンケート調査により重点的・計画的に把握したうえで、教員組織と事務組織の連携により全学的な相談体制を構築するとともに、各専攻・コース・選修に指導教員等を配置し、個別の学習ニーズに応じた助言・支援を行っている。また、オフィスアワーを導入しており、学生における周知度は高い。

留学生については、(1)関係教職員の連携による学習支援体制の構築、(2)適切な授業科目の選択・履修を目的とした日本語プレースメントテスト等を行っている。また、障害のある学生に対しては、(3)学生生活課と授業担当教員等との連携による修学上のニーズ把握及び支援、(4)聴覚障害学生の学習支援におけるノートテイカー講座の開催等を行っている。大学院の社会人学生に対しては、(5)2年の修学期間内に希望する授業科目を受講できるように、昼夜開講制を実施している。

自主的学習環境として、全学利用のパソコン室及び附属図書館の自習スペース等のほか、講座の資料・図書室、大学院学生用の研究室、ラウンジ等を整備しており、多様な学習ニーズに対応している。

課外活動への支援としては、(1)各種施設・備品等の整備及び提供、(2)「学長と学生との懇談会」における要望聞き取り等を行っている。

生活支援等に関し「学生生活に関する調査」によって幅広く学生のニーズを把握したうえで、教員組織と事務組織との連携により全学的な助言・支援体制を構築し、各種相談窓口を常設している。また、特に健康、進路及び各種ハラスメントに関しては、保健管理センター、キャリア支援センター及びハラスメント相談員等がそれぞれ助言を行っている。

留学生については、留学生担当教職員を配置し、指導教員等を活用して生活支援等を行い、障害のある学生については「障害のある学生の支援懇談会」を中心とした全学的体制の下、学生生活課と指導教員とが連携して本人の生活上のニーズを把握しつつ生活支援等を行っている。

経済面の援助に関しては、授業料免除、学生寮の提供及び施設改修、日本学生支援機構等の奨学金に係る事務の取扱並びに関係情報の提供を実施している。

## 基準 8 施設・設備

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準を十分に満たしている。教育研究活動に必要な講義室、実験・実習室、演習室、研究室、附属図書館、情報教育及び語学教育関連施設並びに体育関連施設等を適切に整備している。また、施設の老朽化対策及びバリアフリー化を着実に進めている。

施設・設備の有効活用を目的として、施設有効活用規程及び教育研究共用スペース規程並びに各施設別の運用方針を定めるとともに、施設の利用案内及び定期刊行物並びにホームページ等によりその内容を大学構成員に対し周知している。

教育・研究用電子計算機システムにおける基幹ネットワークは、国立情報学研究所との対外接続回線による学術情報ネットワークを通じて他大学・他研究機関と円滑に接続できる状況にあるほか、大学校地から遠隔にある附属小・中学校のすべてと商用回線で接続されており、大学と各附属学校との間で十分なネットワーク環境が整備されている。また、学内 LAN に接続している端末約 2,870 台のうち、パソコン教室に計 248 台の端末を設置し、情報関連授業等に利用しているほか、大学一附属学校間遠隔授業や公開講座等においても活用している。学生専用の情報伝達媒体としては、大画面情報掲示装置を設置し授業関連情報等を提供するほか、携帯電話による情報検索システムを整備している。加えて、公衆無線 LAN アクセスポイントを計画的に整備し、大学構成員に加えて公開講座等での来学者のためにネットワークへの接続環境を確保している。

教育研究用図書については、蔵書構築基本要綱及びこれに基づく収書基準を制定・運用し、本学の目的に則して特色ある蔵書構築を進め、特に学生の学習を積極的に支援するためにシラバスに記載されている参考図書をすべて収蔵している。蔵書の構成は、3分の1を社会科学分野が占め、そのうち教育学分野が3分の2を構成するなど、教育系大学として教育研究上必要な資料を系統的に収集し、明治初期から戦前・戦後にかけての貴重な教科書等を所蔵している。また、機関リポジトリを構築し、本学における研究教育活動の成果物を電子的形態で収集・保存し、学内外に無償で発信・提供している。また、閲覧及び学習用スペース並びに情報検索端末等を整備したうえで、土・日曜日及び祝日にも開館して学生の学習を支援しており、学生による活発な利用がなされている。学習施設としての利便性に関して、学生の評価も良好である。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

「学生情報総合システム」において、学生の基本情報、シラバス、履修情報及び学業成績等の学務関係情報を一括管理しデータベース化している。また、情報データベース運用委員会が「教員情報データベース」を構築・運用し、授業実績及び卒業研究・修士論文指導実績等の教員の教育活動に関するデータを一元的に収集・蓄積している。

教育の質の向上及び改善に向けて、(1)卒業生へのアンケート調査、(2)教育実習協力校からの聴取、(3)近隣の小・中学校との合同研修の開催、(4)教職大学院設置準備委員会への教育委員会委員の参加等により、学外関係者の意見を活用している。

教員は、学期末の授業評価アンケートの結果を活用するとともに、所属講座における「講座・センター内授業研修」に参加し、他の教員の授業を参観した後に教員間で意見交換会を行って相互啓発・相互研鑽の機会としており、これらの取組により授業内容等の継続的改善を行っている。

FD事業の基本方針の策定及び企画・実施に取り組むために、全学的委員会としてFD委員会を設置しており、同委員会と教育実践総合センター及び講座・センターとの連携の下、授業評価及び各種研修会の開催等、多様なFD活動を教員のニーズに応じつつ展開しており、これらの取組の結果として、学生の授業満足度を高水準で

## 福岡教育大学

維持している。

教育支援者及び教育補助者の資質向上を目的とした取組として、教務・学生支援関係事務職員を対象として多様な研修機会を提供するとともに、TA及び聴覚障害学生のためのノートテイクに対しては、それぞれ説明会及び講習会等を開催している。

### 基準 10 財務

本学の資産は、平成 16 年度の国立大学法人化に伴い国から承継された資産を基盤とし、法人化後も持続的かつ安定的に教育研究活動を遂行しうる資産額を有している。また、毎年度において運営費交付金等により経常的収入を安定的に確保しているうえに、さらに自己収入や外部資金の増加に向けて、入学志願者等の確保のための広報活動や、科学研究費補助金等の獲得につながる組織的・計画的取組を進めている。

収支に係る計画等については、国立大学法人法等の関係法令に則り、第 1 期中期目標期間及び各事業年度のそれぞれについて所定の手続を履行して策定し、文部科学大臣に係る認可又は届出を経てホームページにおいて明示している。また、平成 16 年度から 19 年度までの毎年度の収支において一定規模の利益を計上しているうえに、短期借入の実績もなく、支出超過とはなっていない。

講座及び教員等の教育研究活動に対する経費については、基盤的経費として最優先で措置するとともに、教育研究の一層の活性化のために教育研究活性化経費、年度計画プロジェクト経費及び学長裁量経費等を確保し、先進性・発展性のある教育研究活動に対して重点的かつ効果的に配分している。

財務諸表等については、関係法令に則り、文部科学大臣による承認の後、官報による公示に加えてホームページでの公表を行っている。また、財務に対する監査については、関係法令及び法人内部規程に基づき、会計監査人監査及び監事監査に加え、学長の下に監査対象部局から独立した監査室を設置した体制の下での内部監査を適正に実施している。

### 基準 11 管理運営

管理運営組織に学長、理事、監事、経営協議会及び教育研究評議会等を置き、また、事務局長が統轄する職員体制の下で業務を遂行している。さらに、全学的な危機管理体制の核として安全衛生委員会を設置し、各種危機管理用マニュアル等を整備している。

学長補佐体制として、学長が任命する理事及び学長特別補佐に加え、教学組織の長である教育学部長及び大学院教育学研究科長等を構成員とした学長補佐会議を設置し、教学組織と法人組織との連絡・調整体制のもとに学長のリーダーシップを担保している。さらに、理事及び学長特別補佐をそれぞれ長とする運営企画室及び全学委員会等が企画・立案した事項については、学長補佐会議において検討のうえ、学長を議案提出者として経営協議会又は教育研究評議会での審議に付し、役員会の議を経て学長が決定している。

学生、教職員及び学外関係者のニーズについては、各種アンケート調査及び懇談会等により把握し、管理運営に反映させている。

監事が監事監査要綱及び監査計画等に基づき業務監査及び会計監査を実施し、監査結果を学長に報告するほか、文部科学大臣に監事意見書を提出している。

研修基本方針及び研修基本計画を策定し、職員の資質向上に不可欠な事項に重点化した研修を学内外で実施している。

管理運営に関する方針を第 1 期中期目標として定め、運営規則及びこの各則となる諸規程において各組織の構成及び権限等並びに管理運営に関わる構成員の職務権限及び選考方法等について明文化している。

大学の活動全般に関する情報・データを蓄積し、ホームページ及び学内電子掲示板への掲出に加え、「学生情報総合システム」により一元的に管理し教職員に提供している。

大学評価実施委員会を核として自己点検・評価体制を構築・運用し、大学の総合的な自己点検・評価報告書をまとめ、ホームページで公開している。

外部評価については、平成 14 年度に実施したほか、平成 21 年度の実施を決定し、要項を作成した。

評価結果をフィードバックし管理運営の改善に反映させるシステムとして、大学評価実施委員会が評価結果の分析に基づき策定した改善方針に則して、学長が各実施組織に指示して改善を進めている。

大学の教育研究活動の状況及びその成果については、ホームページ及び報告書等で情報発信するとともに、個々の教員の研究活動に関する情報をホームページ等で「教員総覧」として発信している。